

# 平成 28 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 28 年 2 月 23 日第 2 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 信 夫	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
企 画 課 長	佐々木 俊 哉	財 政 課 長	佐 藤 正 之
税 務 課 長	山 田 克 浩	市 民 課 長	洪 谷 憲 夫
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	健 康 推 進 課 長	鈴 木 啓
建 設 課 長	藤 谷 博 之	観 光 課 長	佐 藤 均
仁 賀 保 公 民 館 長	佐 藤 正 穂	管 理 課 長	佐 藤 次 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	平 野 清 克		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成28年2月23日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政運営の基本方針説明及び市政報告
- 第4 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 第5 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 第6 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 第7 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 第8 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 第9 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 第10 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 第11 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 第12 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第23号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第24号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第18 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第19 議案第28号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について
- 第20 議案第29号 物品取得契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について  
（専決第1号）
- 第21 議案第30号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する  
法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第22 議案第31号 にかほ市行政不服審査関係手数料条例制定について
- 第23 議案第32号 にかほ市職員の退職管理に関する条例制定について
- 第24 議案第33号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて
- 第25 議案第34号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第35号 にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定について
- 第27 議案第36号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第37号 にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定について
- 第29 議案第38号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて
- 第30 議案第39号 にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定について
- 第31 議案第40号 にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定について
- 第32 議案第41号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第33 議案第42号 にかほ市下水道事業等審議会条例制定について
- 第34 議案第43号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第35 議案第44号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第36 議案第45号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第37 議案第46号 市道路線の廃止について
- 第38 議案第47号 市道路線の認定について
- 第39 議案第48号 市道路線の変更について
- 第40 議案第49号 市道路線の変更について
- 第41 議案第50号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第42 議案第51号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第43 議案第52号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第44 議案第53号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第45 議案第54号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）に  
ついて
- 第46 議案第55号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）に  
ついて
- 第47 議案第56号 平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 第48 議案第57号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第49 議案第58号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第50 議案第59号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第51 議案第60号 平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第52 議案第61号 平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第53 議案第62号 平成28年度にかほ市一般会計予算について
- 第54 議案第63号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第55 議案第64号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第56 議案第65号 平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第57 議案第66号 平成28年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第58 議案第67号 平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第59 議案第68号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第60 議案第69号 平成28年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第61 議案第70号 平成28年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第62 議案第71号 にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

午前10時00分 開 会

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成28年第2回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第71号並びに陳情第5号が追加提出されておりますので、本日9時から議会運営委員会を開催しております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、10番佐々木弘志議員、11番佐々木平嗣議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長長の報告を求めます。伊藤知議会運営委員長長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。平成28年2月16日開催の議会運営委員会で平成28年第2回にかほ市議会定例会の日程等に関して協議いたしましたので報告いたします。

当定例会に上程される議案は、専決処分の報告が1件、条例等の単行議案が23件、人事案件が15件、平成27年度補正予算関係が10件、平成28年度予算関係が9件、合計58件です。

議案の付託については、配付済みの平成28年第2回にかほ市議会定例会議案付託表（案）のとおりになります。

総務常任委員会には議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第44号の7件、教育民生常任委員会には議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号の15件、産業建設常任委員会には議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号の18件、一般会計予算特別委員会には議案第53号及び議案第62号の2件を付託することと決しました。

次に、陳情・請願に関しては、配付済みの陳情文書表のとおり、第1号の軽度外傷性脳損傷脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情に関しては教育民生常任委員会に、陳情第2号全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情及び陳情第3号の労働時間と解雇の規制強化を求める陳情に関しては産業建設常任委員会に、陳情第4号平和安全保障関連法の廃止を求める陳情書に関しては総務常任委員会に付託し、審査をお願いすることと決しました。

以上のことにより、各委員会日程は、付託日を含めて8日間と決しております。

一般質問の通告は7名で、議長より3月3日に4名、3月4日に3名の2日間で行うこととし、今回は資料の活用する議員はおりませんでした。

今定例会は、申し合わせ24により、当年の第1回目の定例会には会派代表質問を行うこととなっておりますので、申し合わせ32による、主に市政方針に関する事項、当初予算も含め会派代表者質問を3月3日に行います。

申し合わせ30により、会派構成員の多い会派順で、1番目、会派響、2番目、創明会、3番目、一心会、4番目、市民クラブ、5番目、日本共産党の順で行います。

申し合わせ28により、質問時間は答弁を含まず、基本時間15分プラス会派構成員掛ける5分でありますので、会派響45分、創明会35分、一心会30分、市民クラブ25分、日本共産党20分で、3月2日、一日で行うことと決しております。

議案第13号農業委員会委員の任命についてから議案第27号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの15議案は、人事案件ですので、申し合わせ4により討論を省略し、会期初日に表決することから、本日、起立採決を行います。

なお、議案第13号は、さきの全員協議会で報告したとおり、本会議で質疑から採決を、この一本だけで行いますので、間違いのないようお願いをしたいと思います。

議案第28号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）については、後ほど当局からの要旨の説明があると思いますが、協定の締結を予定している関係で、本会議初日の表決をしてほしいとの要望がありました。議会運営委員会では、本日初日、本日の表決を行うことと決しております。

当議案に関しての質疑は、本来、通告制をとっておりますが、申し合わせ14-1において急遽の質疑を受けることになっておりますので、質疑通告者の質疑終了後、急遽の質疑を受け付けることとなります。

以上のことにより、平成28年第2回にかほ市議会定例会は、本日2月23日より3月18日までの25日間と決定いたしました。

また、先ほど議長から報告ありましたとおり、本日、議案第71号、陳情第5号の追加提案があり、午前9時より議会運営委員会を開催いたしました。

議案付託表（案）及び陳情文書表の差し替えを議員の皆様へ配付しております。

議案第71号の追加は、予算との整合性を図るための追加であります。後ほど担当部長から詳しいお話がありますので、その旨お伝えしておきます。

陳情の追加に関しては、申し合わせ36、37により、議会運営委員会開催日の午前9時まで受け付けるということですが、今回の場合は2月16日の午前9時でありました。本陳情受付は2月17日であり、上程要件を満たしておりませんが、申し合わせ36の「緊急を要するものについては、その限りではない」のことであり、上程することと議会運営委員会で決しております。

議案第71号は教育民生常任委員会に、陳情第5号は総務常任委員会に付託することと決しました。以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの25日間に決定しました。

日程第3、市政運営の基本方針説明及び市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの3月定例会、よろしく願いをいたします。

それでは、市政報告をいたします。

はじめに、新年度に臨む市政運営の基本方針を申し上げます。

にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

昨年11月に策定した、にかほ市版総合戦略の着実な推進を図るため、行政組織を再編します。「地方創生政策監」を新たに創設し、商工観光部長に兼務させます。さらに、「商工課」を「商工政策課」と改め、現行の「商工振興雇用対策班」の業務は、「商工振興班」と、新たに「ふるさと創造班」として、雇用関係業務に加えて、総合戦略に係る業務を横断的に取り組む組織とします。また、

観光拠点センター「にかほっと」に観光課を配置し、市観光協会と連携して交流人口の拡大を図るほか、観光・文化の一体的な取り組みを強化してまいります。

総合戦略に基づく四つの基本目標、「産業振興による仕事づくり」、「移住・定住対策」、「少子化対策」、「新たな地域社会の形成」を実現するために、各戦略事業を最重要施策と位置づけ、当初予算に盛り込んでおります。

戦略関連予算は、当初予算で約5億7,000万円、平成27年度補正予算の加速化交付金分で約5,600万円、合わせて約6億2,600万円となっています。

事業実施に当たっては、政策間の連携のもと、複数事業の一体的な取り組みが重要であり、各担当間の連携を密にして、事業の横展開を図りながら、各種課題の克服に取り組んでいます。また、平成28年度を実質的な「地方創生」の元年と位置づけ、人口減少や少子化などの課題に対し、行政はもちろんのこと、市民をはじめ各種団体や企業などの「力」を結集しながら、また、にかほ市が持つ有形無形の財産を活用し、「よりよいかほ市を創造」するために努力を重ねてまいります。

なお、基本目標ごとの予算規模は、「産業振興による仕事づくり」として、園芸メガ団地整備事業などに2億8,100万円、「移住・定住対策」に1,300万円、「少子化対策」の医療費助成事業などに2億3,100万円、「新たな地域社会形成」の、がん検診・ドック助成事業などに4,400万円となっています。

また、国の平成27年度補正予算による加速化交付金は、「産業を支える人材の育成・確保事業」に1,600万円、「民間運営型『池田修三美術館』の設立」に4,100万円の2事業を申請しております。池田修三美術館設立事業は、象潟公会堂を利用し、常設の展示場を整備する予定としておりますが、音楽イベントでも利用されている施設であることから、移動式のパネルを活用することとし、音楽イベントなどにも支障のないようにしてまいります。

なお、2事業とも交付金事業として採択になりますと、平成28年度に繰り越すことになります。採択にならなかった場合は、内容を再検討し、平成28年度予算への組み替えなども視野に入れてまいります。

また、平成28年度の新規交付金については、いまだ国から詳細が示されておらず、補正予算で対応したいと考えております。

次に、平成28年度の財政見通しについてであります。

国の地方財政対策においては、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むため、新たに「重点課題対応分」——これは仮称でございますけれども——を創設するとともに、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」に1兆円が確保されております。また、地方税・地方譲与税がリーマンショック以前の水準にまで回復していることに伴い、歳出特別枠の減額や交付税の別枠加算の廃止などにより、前年度と比較して、地方交付税を0.1兆円減の16兆7,000億円、実質的な交付税であります臨時財政対策債も、0.7兆円減の3兆8,000億円としております。

本市においては、歳出面で人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の構成割合が、熱回収施設整備事業の縮減並びに観光拠点センター整備事業の終了などに伴い、投資的経費の減少により、48.

3%（対前年度当初比5.4ポイント増）となっております。また、義務的経費の予算額は、約64億9,700万円（対前年度当初比2.2%減）と、依然として大きな額となっております。さらに、政策的・投資的経費の財源については、引き続き、合併特例債などの有利な地方債を活用するとともに、財政調整基金並びに目的基金などへの依存を抑制する財政運営となっております。

このため、引き続き「にかほ市第3次行財政改革大綱」に基づき、選択と集中による歳出の抑制に努めながら、さらなる行財政改革を推進し、将来世代への過度な負担を残さぬよう、健全財政の維持・強化に努めてまいります。

次に、予算についてであります。

平成28年度の一般会計当初予算は、「まちづくり」の基本理念を踏まえ、現下の諸課題に対応するため、「総合戦略に基づく人口減少対策」、「地場産業による地域の振興」及び「少子高齢化社会を見据えた市民福祉の向上」などに重点を置いた予算編成を行い、総額を134億5,000万円と決めました。

歳入では、市税を26億175万6,000円（対前年度当初比4.5%減）、国県支出金は、熱回収施設整備事業の進捗などにより、25億4,807万6,000円（対前年度当初比21.1%減）、地方交付税は、前年度と同額の52億円を見込んでおります。また、歳入の不足分を補う臨時財政対策債は、前年度当初予算と比較して、5,000万円減の4億5,000万円を見込んでおります。

なお、平成28年度における合併特例債の発行予定額は、熱回収施設整備事業及び平沢小出2号線道路改良事業など10事業で、総額9億210万円（対前年度当初比51.4%減）を予定しております。

歳出では、義務的経費のうち、人件費が23億7,990万4,000円（対前年度当初比3.7%減）となっております。扶助費は、22億7,903万2,000円（対前年度当初比1.6%増）で、障害福祉サービス費や子どものための教育・保育給付費負担金などの増加が主な要因となっております。公債費は、18億3,807万5,000円（対前年度当初比4.6%減）となっておりますが、財源に余裕が生じた際には、積極的な市債の繰上償還に努めてまいります。また、投資的経費では、熱回収施設整備事業の縮減並びに観光拠点センター整備事業の終了などに伴い、19億7,884万円（対前年度当初比49.9%減）となっております。

平成28年度本市の一般会計・特別会計・企業会計の各会計を合わせた予算総額は、211億5,555万3,000円で、平成27年度当初予算総額と比較して、20億4,413万円（8.8%減）となっております。

次に、「にかほ市総合発展計画」に基づく主な施策について申し上げます。

「安心して暮らせる福祉のまちづくり」についてであります。

生涯にわたる健康づくりについてであります。

市民の健康保持増進と疾病の早期発見・早期治療、壮年期のがん死亡率の減少を目的として、各種がん検診・ピロリ菌抗体検査を含めた、人間ドック助成事業を実施してまいります。助成の対象年齢を拡大するとともに、40・50・60歳の節目年齢の方にはドック料金を半額助成するなど、受診しやすい環境づくりに努めてまいります。また、検診や健康増進事業へ参加した方には、健康ポイントカードにポイントを付与し、一定数のポイントがたまると特典が受けられる「健康ポイント制事業」を実施するなど、生活習慣病予防やがん検診の受診率向上を目指してまいります。

あわせて、市民みずからがウォーキングを生活の中に取り入れ、習慣化することを目指して、歩いた距離に応じて市の友好都市の特産品を贈呈する、「にか歩まちなかウォーキング事業」も継続してまいります。

がん検診の受診率向上についてであります。

がん検診未受診者に対し電話による受診勧奨を行う、「コールリコール事業」を継続してまいります。また、がん検診による十分な効果を得るため、要精密検査と判断された方に対して、電話や訪問による受診勧奨に努め、精密検査受診率の向上を目指します。また、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの五大がん検診対象者のうち、がんの好発年齢である一定年齢の方に対して、自己負担分を全額、あるいは一部助成してまいります。

地域福祉計画についてであります。

平成24年度を初年度とする「第2期にかほ市地域福祉計画」は、平成28年度で終了するため、平成29年度から平成33年度までの5カ年を計画期間とする、「第3期にかほ市地域福祉計画」の策定に取り組んでまいります。

知的障害者の健康診査についてであります。

知的障害者は、健康管理への概念が薄いことや、症状を訴えることができない等の特性があることから、生活習慣病の予防及び健康の維持・増進につなげることを目的に、健康診査を実施します。

障害のある人の地域での自立した生活支援についてであります。

平成28年度においても、「第2期にかほ市地域福祉計画」及び「第4期にかほ市障害福祉計画」に基づきサービスの充実を図り、障害者福祉サービスへのニーズを把握しながら、「障害のある人への地域生活支援事業」を推進してまいります。

生活困窮者自立支援事業についてであります。

平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、「総合生活相談室」をにかほ市社会福祉協議会へ事業委託して開設し、生活困窮者の早期脱却を支援するため、状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援体制を整備して実施しておりますが、平成28年度においても継続して支援体制の充実強化に努めてまいります。

高齢者の生活支援についてであります。

本市の65歳以上の高齢者割合は、平成27年12月末現在、33.6%に達し、高齢化が加速しております。高齢者が安心して住み続けることができるように、思いやりと優しさのあるまちづくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築と推進に努めてまいります。

また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症サポーターの養成1,300人を目指すとともに、医師・看護師等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、訪問による受診勧奨や相談業務を行ってまいります。

「年金生活者等支援臨時給付金事業」についてであります。

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの思恵が及びにくい低所得者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えに資することを目的とした、国の「年金生活者等支援臨時給付金事業」を行います。対象者は、低所得の年金生活者等高齢者約4,000人と、低所得の障害・遺族基礎年金受給者

約300人で、関係予算を計上しています。

夢ある子育て支援についてであります。

出生率の向上及び生まれた子供の健やかな成長に資するため、現在、第3子から支給している「すこやか子だから祝い金」を、第2子から支給します。また、保育料については、市の単独助成と県のすこやか子育て支援事業により、4月分からは、さらに保護者負担の軽減を図ってまいります。

「自然豊かで住みよいまちづくり」についてであります。

燃えるごみ等の収集日についてであります。

平成28年度からは、収集日が祝祭日に当たっても、燃えるごみのほか、燃えないごみ・資源ごみについても、通年で収集業務を行います。

快適な生活環境づくりについてであります。

公共下水道事業については、仁賀保地区の宮田地内及び象潟地区の四隅池地内の面整備を進めてまいります。

簡易水道統合整備事業についてであります。

平成28年度は統合整備事業の最終年度となり、象潟地区の関浄・配水場及び中ノ沢浄・配水場等の整備を行います。また、仁賀保地区では、昨年度からの継続事業として、上小国簡易水道について、馬場地内の上水道からの配水管敷設工事を行います。

平成29年4月からは、全ての簡易水道施設を上水道へ移管し、より安全で安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

交通ネットワークの整備についてであります。

市道「平沢小出2号線」の歩道拡幅については、用地買収・支障物件移設補償を行い、一部拡幅工事に着手します。

橋梁長寿命化については、釜ヶ台地区の「木の根橋」の架け替え工事を昨年に引き続き実施し、完成を目指してまいります。

日沿道の進捗状況及び平沢歩道についてであります。

遊佐・象潟道路のうち、象潟ICから小砂川IC——仮称でございますけれども——までの延長7.3キロメートルについては、用地調査や物件調書確認会を実施し、小砂川ICから県境区間は、設計説明会を計画しています。引き続き、秋田・山形両県と連携しながら、政府並びに関係機関に未開通区間の早期完成を要望してまいります。

平沢歩道については、平成28年度に仁賀保郵便局から南側の工事を計画しており、一日も早い全線の完成を要望してまいります。

鳥海山・飛島ジオパークについてであります。

本年4月に、日本ジオパークの認定に向けて申請をします。現在、事務局を中心にして準備を進めているところでありますが、5月には千葉の幕張で、新規申請団体によるプレゼンテーションが行われ、夏には審査員が現地審査に入ります。引き続き、各市町での周知活動に力を入れてまいります。

「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

農業についてであります。

米価の低迷により、稲作経費の削減を図る取り組みが重要となっておりますが、直播するほ場の畦畔補強等の簡易な整備に対する「水稻直播水田拡大支援事業」を引き続き実施するとともに、直播対応の主食用品種である「萌えみのり」の種子購入に対する支援事業を実施し、水稻経費の削減に努めてまいります。

農業基盤の整備として、平成28年度の事業採択を目指し作業を進めてきた畑地区の「ほ場整備事業」は、2月中旬に県への事業申請を行い、県における事業計画書の縦覧等の手続を経て、4月末までには確定する予定となっております。

新規就農者の確保については、「就農アドバイザー」の委嘱や「未来農業フロンティア育成研修事業」、「青年就農給付金事業」、「新規就農者経営開始支援事業」等の実施について、秋田しんせい農協など関係機関と協力しながら、担い手の確保・育成に努めてまいります。

今後の農政についてであります。

にかほ市に限らず全国的にも、米価の低迷、資材の高騰による農業所得の減少、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大が大きな課題となっている中で、昨年10月には「TPP協定」の大筋合意に至り、去る2月4日には参加12カ国が「TPP協定」に署名しており、農家には大きな不安が広がっております。

国ではその不安を払拭するため、丁寧な説明と情報の提供を行うこととしており、農林水産業の成長産業化を進めるために必要な戦略・政策については、平成28年秋をめどに具体的な内容を詰めるとしております。にかほ市としても、国・県の動向を注視し、制度を活用しながら、生産コストの低減、複合経営の推進、担い手への農地の集積、担い手の確保、集落コミュニティ活性化への支援に努めてまいります。

森林資源の整備についてであります。

森林所有者の森林整備に対して、引き続き、下刈り等を行った場合、10%のかさ上げ支援をして民有人工林の適正管理に努めてまいります。また、ふれあいの森整備事業として、県の「水と森づくり税」の財源による補助制度を活用し、平成27年度から3ヵ年計画で横根地域の黒湯森林公園の整備を進めており、平成28年度は、公園内の遊歩道の補修等と除伐等の森林整備を実施してまいります。

資源を活かした水産業の推進についてであります。

水産業については、引き続き、アワビの稚貝放流などにより「つくり育てる漁業」を継続・推進するほか、漁業者の経営資金の円滑化、漁獲共済の加入促進を図り、漁業経営の安定化を支援してまいります。

漁港・漁場の整備については、地域水産基盤整備事業で市内3漁港の防波堤などを整備します。

また、金浦や小砂川沿岸でのカキやアワビの増殖場の造成を進めるほか、悪化傾向にある漁場環境の改善を図るため、新規事業として、海底を耕運・攪拌して浄化する「海底耕運事業」を実施し、水産資源の保全と持続的な漁業経営の安定を図ってまいります。

活力ある商工業の振興についてであります。

地域経済と産業の活性化を図るため、「工業振興条例奨励措置」による設備投資に対する助成や、

「中小企業振興資金融資制度」における利子補給と保証料補助を引き続き実施してまいります。

また、新卒者やUターン者を正社員に雇用した企業に対し、「雇用支援対策助成金制度」により支援し、雇用の拡大などに努めてまいります。

また、商工会と連携し、起業や創業を目指す方へのサポートを行うとともに、創業時の設備導入等に対して助成する「創業支援事業補助金制度」を新たに創設するほか、「共通商品券補助事業」などの事業を継続し、商工業や商店街の活性化に努めてまいります。

観光振興についてであります。

にかほ市内の地域資源を活用しながら観光交流人口の拡大を図ってきましたが、今後は、観光・文化の一体的な取り組みを強化しつつ、スポーツツーリズムなどを推進し、さらなる交流人口の拡大を図り、地域経済への波及効果を高めてまいります。

今後は、4月にオープンを迎える観光拠点センター「にかほっと」を核として、秋田県、由利本荘市並びに庄内地域との連携を図りながら、新たな観光情報の発信や地域コミュニティ活動の拠点として、地域の活性化につなげてまいります。

「人と情報が交流するまちづくり」についてであります。

国際交流事業についてであります。

米国アナコーテス市から、姉妹都市交流20周年記念で、ローリー・ギア市長をはじめ大人の訪問団13人が、4月11日から15日までにかほ市を訪問します。

「協働と自立のまちづくり」についてであります。

協働のまちづくり事業についてであります。

地域の課題解決やコミュニティづくりなどを目的とした「地域振興交付金事業」をはじめ、「夢いきいき21マイタウン事業」、「元気づくり応援事業」についても引き続き実施し、市民参加の「まちづくり」を推進してまいります。

効率的な行財政運営の推進についてであります。

人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う、「公共施設等総合管理計画」を平成28年度中に策定してまいります。

それでは、最近の市政について報告いたします。

はじめに、市税の状況について申し上げます。

1月末における調定額は、個人市民税が9億4,370万円、法人市民税が3億3,780万円、固定資産税が12億7,630万円となっております。

次に、平成28年度の市税の予算についてであります。

個人市民税が9億4,530万円、法人市民税が1億7,010万円、固定資産税が12億2,370万円と見込んでおります。

県内経済は、生産面に新興国経済の減速の影響が見られるものの、基調としては緩やかな回復を続けており、特に製造業等の給与所得は増加傾向にあり、個人市民税は前年度当初比で2.5%（約2,260万円）の増と見込んでおります。

法人市民税においては、大手製造企業の業績が好調を維持しておりますが、グループ企業の100%出資・連結子会社の全事業が、会社法に定める吸収分割にて親会社に承継されたことに伴い、会計処理の関係で法人税割が見込めなくなり、前年度当初比で47.3%（約1億5,280万円）の大幅な減と見込んでおります。

固定資産税については、依然として土地の評価額は下落しておりますが、課税対象となる家屋の棟数・評価額は増加しており、前年度当初予算額とほぼ同額と見込んでおります。

市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、12月末現在で0.84倍となっており、前年同月比で0.09ポイント増加し、過去10年間で最も高い水準となっております。県全体の平均1.08倍と比較すると0.24ポイント下回っておりますが、雇用情勢の改善が見受けられます。

なお、にかほ市民の求職登録者数は364人で、前月に比べて7人減少しており、前年同期の383人に比べても19人の減となっております。

今春卒業する本市在住高校生の就職内定状況であります。

卒業予定者245人のうち、就職を希望している生徒は、県内が50人、県外が29人の計79人であり、12月末現在の内定者は全体で76人となっており、このうち、県内（24社）への内定は48人、うち、にかほ市内事業所（12社）への内定が21人、県外（26社）28人となっております。

ハローワーク本荘管内の高校新卒者に対する求人状況は、12月末現在で前年同期と比較して、事業所数で6事業所増加の99事業所、求人数では昨年の300人から348人に増加しており、新卒者の求人を行っても充足できないなど、人材確保に苦慮している事業所があります。

株式会社にかほコールセンターについてであります。

昨年11月6日に厚生労働省より、「緊急雇用創出事業」に係る、株式会社D I Oジャパン関連子会社への調査の最終報告が公表されました。当市が子会社である株式会社にかほコールセンターに委託した「緊急雇用創出事業」においても、一部不適正とする国の最終報告が示され、その内容やこれまでの経緯については、議会報告会で報告してきたとおりであります。このたび、国及び県からの指示により、不適正とされた補助金については返還する必要があり、関係する補正予算を計上しております。

これをもって今般の「緊急雇用創出事業」は一定の節目を迎えることとなりますが、新たな企業誘致により雇用機会を確保したものの、このような事態となったことに対して、市民をはじめ関係者の皆様に改めておわびを申し上げます。

「守りたい秋田の里地里山五十」の認定についてであります。

1月28日付けの秋田さきがけ新聞にも掲載されましたが、県が昨年夏に公募した中山間地域のうち、住民の保全活動が熱心な地区として「横岡地区」が認定されました。認定された地区は県のホームページ等を活用して情報発信されることになっており、交流人口の拡大などにつながることを期待しております。

平成28年産米の配分方針についてであります。

当市の平成28年産米生産数量目標は、昨年12月25日に県より示され、米の作付数量は1万354トン、

面積換算で約1,826ヘクタールと、昨年より約37ヘクタール減となります。また、平成28年産米についても、平成27年産米と同様、自主的取り組み参考値が示されております。去る2月10日に「農業再生協議会」を開催し、平成28年産米の配分方針等について協議しており、生産目標数量の配分とあわせて、自主的取り組み参考値及びその面積換算値を通知することになります。

なお、「農業再生協議会」では、自主的取り組み参考値については「努力目標」として取り扱うこととしております。

冬のイベントについてであります。

1月30日と31日の両日、道の駅「象潟ねむの丘」を会場に「大寒・鱈鍋まつり」を開催しております。この企画は、観光拠点センター「にかほっと」オープンPRイベントとして実施したもので、あわせて「にかほっと」の内覧会も行いました。両日も、準備した鱈鍋は販売開始後1時間半ほどで完売するなど、2日間で1,500人を超える人出となりました。また、2月4日には金浦山神社で、300年以上の伝統がある「掛魚まつり」が開催され、恒例の鱈を担いでの行列、神社への奉納のほか、勢至公園では観光協会主催のイベントが行われました。そして今年は、金浦商店街振興会による「クーポンスタンプラリー」も行われ、好天に恵まれた会場には、昨年を上回る5,000人を超える来場者がありました。

ANA総合研究所との「地域協働協定」事業についてであります。

今年度2回目となる、ANAグループ社員やその家族を対象にしたモニターツアーを、2月3日と4日の1泊2日で実施しております。参加者14名とANAスタッフの合計15名で、栗山池から元滝周辺へのスノートレッキング、掛魚まつりへの参加など、冬の市内観光スポットやイベントを楽しんでいただきました。若い女性スタッフの参加もあり、参加者からのアンケートなどを参考に、今後のツアー造成等に役立てていきたいと考えております。

また、観光拠点センター開設準備の一環として企画しております研修会を、2月15日に開催しております。昨年12月の開催に続き、ANA総合研究所から講師の派遣をお願いし、観光拠点センター出店事業者並びにねむの丘の従業員が受講し、関係者が一丸となって、来訪者の方々から親しまれる施設を目指しております。

観光拠点センターについてであります。

本体棟の建築工事は12月下旬に完成しており、現在、各店舗では開店に向けた準備を進めております。3月1日からは一部の店舗が営業を始め、4月9日には、足湯設備を含めて15店舗全てがそろい、グランドオープンします。

なお、観光課のスタッフは、昨日2月22日から観光拠点センターで執務をしておりますが、にかほ市観光協会も2月中には移転作業を終える予定です。

鶴泉荘についてであります。

宿泊者等への食事の提供を湯の台観光開発有限会社（湯の台食堂）に委託しておりましたが、3月で営業を終了することから、4月からの食事提供ができないとの申し出がありました。これにより、平成28年4月1日から当面の間、鶴泉荘の宿泊業務を休止します。なお、日帰り入浴は継続して営業してまいります。

住宅リフォーム支援事業についてであります。

住宅投資による地域経済の活性化に資するため、平成22年度から実施していますが、秋田県は平成28年度も継続する予定であり、本市においても引き続き実施してまいります。

研究寄附講座についてであります。

由利本荘市とにかほ市が連携して取り組んできた、由利組合総合病院への医師派遣及び研究を目的とした同講座は、東京医科大学の主任教授の退官や医局員の異動に伴い、本年4月以降の継続ができないとの申し出があり、今春からの対応について関係各方面と協議してまいりました。

このたび、日本大学医学部内科系消化器肝臓内科学分野、後藤田卓志教授の御尽力により、平成28年4月から新たに3ヵ年、日本大学医学部へ寄附講座を開設することで、教授会に諮られることになりました。教授会は3月上旬の開催予定ですが、承認された後には、4月1日から医師派遣を受けることができるよう協定を締結してまいりたいと考え、関係予算を計上しております。

臨時福祉給付金事業についてであります。

8月3日から12月28日まで申請受付を行い事業を終えておりますが、対象見込者5,367人のうち4,855人に対し、1人当たり6,000円、総額で2,913万円を給付しております。この事業は平成28年度も引き続き実施し、対象者を約4,900人と見込み、関係予算を計上しております。

生活支援給付金についてであります。

臨時福祉給付金事業と同様に、8月3日から12月28日まで申請受付を行い事業を終えておりますが、対象見込者5,144人のうち4,621人に対し、1人当たり5,000円分のかかほ市商工会商品券を交付しております。

子育て世帯臨時特例給付金についてであります。

7月1日から12月1日まで申請受付を行い事業を終えておりますが、対象見込者2,918人のうち2,801人に対し、1人当たり3,000円、総額で840万3,000円を給付しております。

子育て世帯支援商品券についてであります。

対象となる児童2,896人分の申請書を郵送し、8月3日より12月28日まで申請受付を行い事業を終えておりますが、2,785人に、にかほ市商工会商品券（1人当たり5,000円分）を交付しております。

熱回収施設等建設工事についてであります。

2月15日現在の進捗率は76%で、現在、建築本体内外部の仕上げ工事及びプラント設備機器等の調整作業を行っております。今後は、4月下旬に火入れ式を行い、順次各種試験運転を実施しながら、7月末に作業を終了し、本格稼働に入ります。

ふるさと納税についてであります。

昨年8月からインターネットによる返礼品制度を開始したところ、4月から7月までの寄附額が166万4,000円に対し、8月から1月までは4,400万円ほどに伸びております。特に12月は、一月で2,570万円と飛躍的な伸びを示しております。

今後とも、にかほ市のPRと市内生産者の振興のため、返礼品の充実と制度の周知に努めてまいります。

以上で市政報告といたします。

●議長（菊地衛君） 所用のため、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時09分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、教育行政報告、教育長に求めます。教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、教育行政報告をいたします。

平成28年度の教育委員会の方針を一字で表しますと、「初心」であります。にかほ市が10周年を迎えた今、原点に立ち返り、「ふるさとかほ市を愛し、にかほ市に誇りと自信を持ち、そして高い志をもって、にかほ市を支えていこうとする豊かな人材」を育てなければならないという熱い思いがあるからです。また、平成28年度は、「地方創生の元年」とも言うべき年であります。心を一つにして「地方創生」に向けた「総合戦略」を具体的に推進し、「味わい深く、香り高い新酒」のような、市民に信頼される事業を作り上げていくことが大切であると思うからです。そのために、中国の言葉である「汝、なぜそこに在りや」という言葉を大事にしていきたいと思います。「あなたはなぜその仕事をしているの」と自分自身に投げかけ、自分の仕事に対する意識・意欲を高めていきたいと思います。

平成27年度は、戦略として「5.0アップ大作戦パートⅡ」にしましたが、平成28年度は、「地方創生」にちなんで「5.5アップ大作戦パートⅠ」に取り組みたいと思います。評価や結果を客観的に受けとめ、絶えず改善を試み、次に生かしていく、つまり成果や効果があったかどうかについて厳しく問うことを大事にしていきたいということです。具体的には、各部署で「意識改革の面から」、「各事業の面から」、「行動の面から」、職員同士が接近し、絡み合いながらスピーディに遭遇する困難に対応し、5.5アップに向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、「にかほ市総合発展計画」に基づく、新規事業並びに施策について申し上げます。

「知・徳・体の調和のとれた子どもの育成」についてであります。

児童生徒の学力向上及びたくましい心と体の育成についてであります。

にかほ市では、これまでも教育行政に対して大変手厚い支援をしております。児童生徒一人一人が安心して学校生活を充実させることができるように、早期から30人体制の「学校生活・学習サポート事業」や「不登校児童生徒支援事業」を実施しており、学校生活の基盤づくりに大きな成果を上げております。また、1校に1名の「学校図書司書補助員配置事業」は、学校現場において、児童生徒の読書活動を推進する上で力強い支えとなっております。平成28年度も、これらの事業を継続して、児童生徒の豊かな心と健やかな成長を目指すべく取り組んでまいります。

また、「理科、算数・数学の教育指導員派遣事業」と「情報教育支援員配置事業」は、基礎的な知識・技能の確実な定着を図り、それらを生かす力をつけるため、今後さらに必要とされる事業で

あります。各校の実態や取り組みに即して配置を工夫しながら、一層充実してまいります。

地域とともにある学校づくりの推進についてであります。

昨年4月に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置した院内小学校は、地域とともにある学校のあり方を模索し、設置1年目ではありましたが、地域と保護者と学校が一体となった活動を展開することができました。1年生による桜の植樹や、地域住民や保護者の笑顔と子供たちの熱気が体育館に広がった「いんない祭り」では、子供たちのふるさとへの思いや、これまで支えてくださった方々への感謝の気持ちがあふれていました。この「地域・保護者・学校」を一体のものとする学校運営協議会を、平成28年度は金浦小・中学校と象潟地域3小学校にも設置し、地域に根ざした学校づくりを一層推進してまいります。

「にかほジオ学」についてであります。

「鳥海山・飛島ジオパーク」の認定を目指し、平成28年度は、学校の教育課程の中でジオパークに関連する学習内容や学習活動の掘り起こしを行い、それらを「にかほジオ学」と称して、教職員も児童生徒もジオパークを意識した学習が実施されるよう、工夫してまいります。そして、いずれは「にかほジオ学」を含んだ、にかほ市ならではのふるさと学習を、「にかほ地域学」と称して、にかほ市のよさを系統的に学ぶことができるよう取り組んでまいります。

「多様な学習機会の提供」についてであります。

第3次生涯学習・社会教育推進中期計画策定に向けたアンケートの実施についてであります。

市総合発展計画のもとで生涯学習及び社会教育分野における施策の指針となる第2次計画は、平成29年度で計画期間の満了を迎えます。第3次計画の策定に当たり、平成28年度に住民意向アンケートを実施いたします。

主要な文化事業についてであります。

平成28年度は、8月6日に奥の細道象潟全国俳句大会を、9月10日に鳥海山伝承芸能祭を、同24日に文化講演会を予定しております。また、市民文化祭は、10月15日に音楽祭、22日・23日に芸能祭、29日から31日までが展示を予定しております。白瀬中尉をしのぶ集いは、例年どおり1月28日の予定であります。このほか、実行委員会を支援する事業として、秋田草刈唄全国大会が6月18日、日本海に響け太鼓の祭典が7月30日、白瀬・南極フェアは9月3日に予定しております。

各文化事業の開催予定等は、4月1日発行の「生涯学習のすすめ」で紹介いたします。

米村でんじろうサイエンスショーについてであります。

サイエンスプロデューサー米村でんじろう氏によるサイエンスショーを、8月に仁賀保勤労青少年ホームにおいて開催いたします。毎年、夏休みの時期に米村氏をお招きし実験教室を開催しておりますが、平成28年度は、舞台でのショー形式で科学実験の演示を行っていただくことになりました。子供から大人まで、より多くの皆様に科学の不思議や楽しさを体験していただきたいと考えております。

「みんなが楽しめるスポーツの振興」についてであります。

にかほ市スポーツ宿泊研修センターについてであります。

昨年3月に利用を開始しました「にかほ市スポーツ宿泊研修センター」は、平成27年度に、市内の

スポーツ少年団や中学校の部活動の合宿、また、県内外のサッカーや野球チームなどの利用があり、1月末までの宿泊利用者数は延べ683人となっております。今年度目標としている710人の達成に向け、利用者に喜ばれる施設運営を引き続き進めてまいります。

今後も、県内外のチームによる合宿や各種大会の誘致に努め、市内施設を有効に活用しながらスポーツ交流人口の拡大を図り、にかほ市におけるスポーツツーリズムを推進してまいります。

「伝統文化の保存・継承」についてであります。

畑地区のほ場整備に伴う分布調査の実施についてであります。

平成28年度から平成33年度まで、畑地区において県営ほ場整備事業が計画されております。予定面積が6年間で約125ヘクタールと大規模であること、また、周辺に縄文土器などを包含する岱山遺跡や中世遺跡の天狗平館跡などがあることから、埋蔵文化財の有無や範囲を確認する分布調査を、国・県の補助を受けて年次計画で実施いたします。

象潟郷土資料館の改修についてであります。

象潟郷土資料館はオープンして30年以上が経過しており、屋根や外壁の補修が必要となっているほか、冷暖房設備やエレベーターなどがなく、入館者に不便をかけている状況にあります。それらを解消するため、平成28年度に改修工事に向けて設計を委託します。資料館を今後どのように活用していくか十分検討しながら、リニューアルを進めたいと考えております。

それでは、最近の教育行政について報告いたします。

公立高校等の入試状況についてであります。

昨年12月に、県立中学校入学者選抜が行われました。にかほ市からも挑戦する6年生がおり、横手清陵学院中学校に1名、平成28年度から開校する秋田南高等学校中等部に2名の児童が合格しております。自分の夢に向かって一歩踏み出した3名の子供たちに、心からエールを送ります。

中学校3年生においては、公立高校入試前期選抜が1月29日に行われ、44名の生徒が合格し、進路を決定させております。そして、3月8日には一般選抜が行われます。各中学校では、3年生の全員合格に向けて全校が入試ムード一色になっております。15歳の生徒達全員の願いがかなえられることを切に願うところであります。ここには書いてませんが、先日、東京大学の推薦合格者が発表になりました。その中に象潟中学校の卒業生の1人が入っております。本当にうれしく思います。おめでとうございますと言いたいと思います。

にかほ市学校規模適正化検討委員会の「提言書」についてであります。

市内小学校の学校規模の適正化やこれからの各小学校のあり方について検討するため、昨年7月に学校規模適正化検討委員会を設置しましたが、去る2月15日に、同検討委員会から象潟地域の小学校についての「提言書」が、市長及び教育委員長に提出されました。今後、市長及び5人の教育委員で組織する総合教育会議で「提言書」の内容について話し合いを行い、これからの象潟地域の3小学校の方針を定める予定であります。

フェライト子ども科学館の事業についてであります。

フェライト子ども科学館と市内小学校の連携事業として、「移動科学実験教室」を1月から2月にかけて実施しました。対象は市内全ての小学校の3年生と5年生で、各学年の理科のカリキュラムに

合わせ、3年生は「磁石の学習」、5年生は「電磁石の学習」をテーマに、科学館職員が各校に出向いて、または科学館に来館いただいて開催している特別授業で、今年度は延べ424人の児童が参加しました。この教室を、地域の先人である斎藤憲三氏の功績やフェライトという素材について学ぶ機会として、今後も継続して実施し、理科教育の充実と人材の育成を図ってまいります。

白瀬中尉をしのぶ集いについてであります。

毎年1月28日に、白瀬隊が大和雪原と命名した日にちなみ開催しておりますが、今年で49回目を迎えました。雪中行進では、金浦勤労青少年ホームを出発し、浄蓮寺で白瀬中尉の墓前で黙とうした後、市内を通り、白瀬南極探検隊記念館前の南極公園までの約2.5キロを元気に行進しました。暖冬の影響もあり、雪のない行進となりましたが、一般市民や金浦地域の児童・生徒の皆さん、白瀬中尉をモチーフに誕生した「スノーファイターNOBU」や超神ネイガー、そして、白瀬隊を助けた犬たちのエピソードに着目し、犬と一緒に参加していただいた愛犬家の方々を含め、総勢約400人が参加しました。ゴールの南極公園では、大和雪原に日章旗を掲げた隊員の人数にちなみ5人の児童・生徒が今年の目標を発表した後、雪原に見立てた公園の中心に国旗を掲げました。行進後は、金浦小学校体育館で、来年、大和雪原経由で南極点到達を単独徒歩で挑む、秋田市出身の冒険家阿部雅龍さんを講師に、「白瀬中尉の夢を追って」と題した基調講演会を開催したところ、金浦地域の児童・生徒など約300人の来場がありました。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これで市政運営の基本方針説明及び市政報告を終わります。

日程第4、議案第13号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

この議案は、当局からの説明の後、質疑、討論、採決まで行います。

地方自治法第117条の規定によって17番加藤照美議員の退場を求めます。

【17番（加藤照美君）退場】

●議長（菊地衛君） 朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、本定例会に提出しております議案の要旨について申し上げます。

初めに、議案第13号農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会委員は議会の同意を得て市長が任命することから、農業委員会委員に加藤朋光氏を適任者と認め、この任命について議会の同意を求めるものでございます。

履歴を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から補足説明を行います。農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（平野清克君） 特にありません。

●議長（菊地衛君） これから、議案第13号の質疑、討論、採決を行います。

この議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。

また、質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

はじめに、議案第13号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第13号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時27分 休 憩

---

午前11時28分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開します。

日程第5、議案第14号農業委員会委員の任命についてから日程第61、議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案58件を一括議題といたします。

朗読を省略して、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、議案第14号から議案第24号までは、農業委員会委員の任命についてでございます。

議案第13号と同様に、農業委員会委員の定数の12名を任命するもので、議案第14号から議案第24号までは、同様の提案内容でございます。

議案第14号は森榮一氏を、議案第15号は巴朋之氏を、議案第16号は齋藤澄男氏を、議案第17号は阿部鈴子氏を、議案第18号は佐藤直氏を、議案第19号は遠藤豊氏を、議案第20号は齋藤文男氏を、議案第21号は齋藤久江氏を、議案第22号は伊東正志氏を、議案第23号は小林豊氏を、議案第24号は佐藤久美子氏を、それぞれ適任者と認め、この任命について議会の同意を求めるものでございまして、それぞれ履歴を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案第25号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、引き続き池田史郎氏を候補者としたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

履歴を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案第26号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、阿部寛子氏を候補者としたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同じく履歴を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

議案第27号、同じく人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、齋藤由美子氏を候補者としたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同じく履歴を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

議案第28号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額を変更するものではなく、債務負担行為を新たに設定するものでございます。

補正予算書2ページのとおり、消化管がん予防・検診・治療学講座寄附金に係る債務負担行為を平成27年度から平成30年度まで、1,800万円を限度として設定するものでございます。

寄附金の支出に係る予算は、平成28年度から3か年にわたって600万円ずつ計上する予定となっております。

議案第29号物品取得契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）でございます。

平成27年7月13日に議決をいただき、契約を締結した物品の取得、コミュニティバス車両の購入において、自動車重量税の減免措置に伴う契約金額の減額変更について、平成28年1月28日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案第30号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてでございます。

全部改正された行政不服審査法等の施行に伴い、関係条例において用語の改正や、その他所要の改正をするため、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。

議案第31号にかほ市行政不服審査法関係手数料条例制定についてであります。

全部改正された行政不服審査法の規定に基づき、審査請求人等への関係書類の写しを交付する際の手数料の額等を規定するため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第32号にかほ市職員の退職管理に関する条例制定についてでございます。

地方公務員法等の一部改正に伴い、市職員の退職者の再就職等について所要の規定を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第33号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方公務員法等の一部改正に伴い、市職員の給与別標準職務表の規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第34号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方税法の一部改正に伴う徴収猶予等の申請手続について所要の整備をするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第35号にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定についてでございます。

にかほ市働く婦人の家を仁賀保公民館に転用することから、本条例を廃止するもので、あわせて働く婦人の家運営委員会委員の規定について、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第35号によるにかほ市働く婦人の家の仁賀保公民館への転用に伴い、同施設の使用料の規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第37号にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定についてでございます。

消費者安全法の規定に基づき設置するにかほ市消費生活センターの組織等を規定するため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第38号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

熱回収施設等の建設整備に伴い、廃棄物処理施設の設置規定を改正するほか、一般廃棄物の処理区分を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定についてでございます。

空家等の適正な管理を図り、住民の安全・安心な生活環境を保全するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な事項を規定するため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第40号にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第39号で新たに空家等の適正管理に関する条例を制定することから、空家等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

政策的に使用を停止している市営住宅、建石の昭和54年度棟12戸の用途を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第42号にかほ市下水道事業等審議会条例制定についてでございます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業等の適正な運営について、調査審議する機関として設置するにかほ市下水道事業等審議会の組織及び運営等を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第43号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

租税特別措置法の一部を改正する法律に基づく地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により、平成28年4月からの税率改正をガス料金に反映するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第44号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本市においても同様の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第45号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

平成28年3月31日で、象潟ねむの丘及びにかほ市温泉保養センターはまなすの指定管理者協定における指定管理期間が満了することに伴い、新たに指定管理者を指定する必要があるため、にかほ市

観光開発株式会社を平成28年4月1日から5年間、指定管理者に指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号市道路線の廃止について及び議案第47号市道路線の認定についてでございます。

主要地方道象潟矢島線に係る地方道路交付金事業の完了に伴い、新たに主要地方道象潟矢島線の区域となる市道荒屋妻線及び潟見町線を廃止し、主要地方道象潟矢島線であった象潟町字上狐森から木戸口までの区域を新たに市道汐見町本線として認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号市道路線の変更についてでございます。

主要地方道象潟矢島線の地方道路交付金事業に伴う市道桜ヶ丘本線改良工事により、路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号市道路線の変更についてでございます。

市道大森中島台線及び大竹中島台線の一部が象潟町横岡地内における太陽光発電事業の事業区域となることから、路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第50号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてでございます。

簡易水道事業の推進のため、平成28年度にかほ市一般会計から同特別会計に5,500万円を限度に繰り入れするものでございます。

議案第51号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてでございます。

公共下水道事業の推進のため、平成28年度にかほ市一般会計から同特別会計に5億7,000万円を限度に繰り入れるものでございます。

議案第52号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでございます。

農業集落排水事業の推進のため、平成28年度にかほ市一般会計から同特別会計に2億6,000万円を限度に繰り入れするものでございます。

議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,762万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億5,851万1,000円とするものでございます。

補正予算書6ページの第2表繰越明許費は、年度内の完成が見込めない事業について、翌年度へ予算の繰り越しをするものでございます。

7ページの第3表債務負担行為補正は、平成27年度当初予算で設定した由利組合総合病院への医療機器等整備補助金の債務負担行為について、金額が確定したことから限度額を減額補正するものでございます。

8ページの第4表地方債補正は、各事業費の確定等により追加変更するものでございます。

次に、歳入の主なものとしては、市税では確定見込みにより個人市民税の現年課税分及び滞納繰越分、合わせて1,403万8,000円、法人市民税の現年課税分2,840万7,000円、固定資産税の現年課税分及び滞納繰越分を合わせて2,233万円を、それぞれ増額し、地方消費税交付金は2億391万1,000円を増額し、地方交付税では普通交付税の追加交付分919万1,000円を増額しております。

国庫支出金では、国庫補助金に国の補正に伴うものとして地方創生加速化交付金5,692万2,000円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金710万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金の事務費及び事業費、合わせて1億2,408万3,000円を追加し、熱回収施設建設に係る循環型社会形成推進交付金は、配分額の減少により3,124万円を減額しております。

T P P 関連施策では、中山間地域等担い手収益力向上支援事業193万円を増額しております。

県支出金では、県補助金に担い手確保・経営強化支援事業補助金1,119万7,000円を増額しております。

財産収入では、土地売却収入を1,406万3,000円を増額し、寄附金では一般寄附金に、ふるさと納税を含む1,460万円を増額しております。

市債では、事業の完了及び完了見込みなどにより減額となるものの、熱回収施設整備事業の国庫財源の確定に伴い、起債額を2,960万円増額するなどにより、合わせて1,360万円を増額しております。

次に、歳出の主なものとしては、総務費では生活バス路線運行費補助金1,945万6,000円、企画費には総合戦略に掲げた新規事業として、産業を支える人材の育成確保事業の一部として建物借上料や負担金など合わせて298万6,000円、池田修三作品によるまちづくり事業として、報償費や委託料、工事請負費などに合わせて4,093万3,000円を増額し、情報管理費に情報セキュリティ強化対策業務委託料3,000万円を増額しております。

民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に、合わせて1億2,408万3,000円を計上するほか、児童運営費に子どものための教育・保育給付費負担金2,153万1,000円を増額しております。

農林水産業費では、農業振興費に国の補正予算に対応したT P P 関連施策として、中山間地域等担い手収益力向上支援事業に193万円、担い手確保・経営強化支援事業に1,119万7,000円を増額し、林業振興費には民有林整備促進事業補助金524万7,000円を増額しております。

商工費では、商工振興費に総合戦略、産業を支える人材の育成確保事業の一部として、委託料など合わせて1,270万1,000円、中小企業振興資金利子補給金2,031万5,000円、中小企業振興資金保証料補助金2,111万1,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金返還金1,873万9,000円を計上しております。

公債費では、前年度借入額の確定や繰上償還の実施等により、元金と利子合わせて2,450万3,000円を減額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入で財政調整基金繰入金3億1,117万7,000円を減額して行うものであります。

議案第54号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,833万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,811万円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入の保険税と前期高齢者交付金等は増額となるものの療養給付費交付金及び共同事業交付金の減額見込みによるものでございます。

議案第55号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ261万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,944万2,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では診療収入見込みの減額などで、歳出では医療材料費などの減額見込みによるものでございます。

議案第56号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,853万9,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では保険料の確定見込みによる増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものでございます。

議案第57号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ408万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,266万1,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳出の関・西中野沢簡易水道施設の測量設計委託料等の確定により、減額するものでございます。

議案第58号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,908万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,786万1,000円とするものでございます。

第2表繰越明許費は、年度内完成が見込めないことから、下水道工事1,500万4,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

主な補正内容は、国庫補助金の減額に伴うもので、工事費450万円、補償金732万6,000円などを減額するものでございます。

議案第59号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,515万4,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では諸収入に支障物件等補償費として917万1,000円を増額し、支出では公課費132万1,000円を減額しており、歳入の一般会計繰入金1,087万3,000円を減額して予算の調整を行うものでございます。

議案第60号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

収益的収入及び支出について、収益的収入の予定額から5,080万円を減額し、収益的収入の総額を5億1,359万6,000円とし、収益的支出の予定額から3,170万円を減額し、収益的支出の総額を5億6,966万5,000円と定め、資本的収入及び支出については、資本的収入の予定額に248万6,000円を追加し、資本的収入の総額を1億1,331万円とし、資本的支出の予定額に298万3,000円を追加し、資本的支出の総額を1億6,964万6,000円と定めるものでございます。

主な補正内容は、ガス需給の減少によるガス売り上げ及び購入材料費を減額するほか、排水路施設整備工事に伴うガス管移設工事費を増額するものでございます。

議案第61号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的支出について、収益的支出の予定額に142万円を追加し、収益的支出の総額を4億8,624万6,000円と定め、資本的収入及び支出については、資本的収入の予定額に321万1,000円を追加し、資本的収入の総額を1億280万7,000円とし、資本的支出の予定額に942万7,000円を追加し、資本的支出の総額を2億6,343万9,000円と定めるものでございます。

主な補正内容は、横根浄水場のろ過槽及び着水槽の洗浄汚泥処理委託や排水路施設整備工事に伴う水道管移設工事費を増額するものでございます。

次に、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を対前年度当初費13.1%減の134億5,000万円と定めるものであります。

次に、歳入の主なものとしては、市税では個人市民税は給与所得の増加傾向により2,295万2,000円を増額、法人市民税は一部企業の組織再編等の影響を勘案し1億5,288万4,000円を減額、固定資産税は評価替えがないことから前年度程度を見込み、総額では対前年度当初比4.5%減の26億175万6,000円を計上しております。

地方消費税交付金は、消費動向や今年度実績見込みにより、対前年度当初比58.1%増の4億7,100万円を計上しております。

地方交付税は、前年度と同額の52億円を計上しております。

普通交付税は、合併算定替えの特例が段階的に縮減される初年度となり、国の地方財政計画においても減額を示されておりますが、50億円を見込んでおります。

国庫支出金では、熱回収施設整備に係る循環型社会形成推進交付金2億6,434万1,000円、道路橋梁新設改良に係る社会資本整備総合交付金1億4,880万円などを計上しております。総額では、対前年度当初比23.0%の減の15億3,835万3,000円を計上しております。

県支出金では、子どものための教育・保育給付費負担金1億4,638万5,000円、福祉医療費補助金9,200万円、ふれあいの森整備事業費補助金1,192万2,000円などを計上しておりますが、総額では対前年度当初比18.2%減の10億972万3,000円を計上しております。

繰入金では、みらい創造基金から3,126万6,000円、地域振興基金から5,333万6,000円、観光振興基金から1,177万円など、対前年度当初比63.3%減の1億9,131万7,000円を計上しております。

市債については、施設整備が進んでいる熱回収施設整備事業の衛生債の減額や整備事業が完了した観光拠点センター整備事業の商工債の減額などにより、市債全体では対前年度当初比42.6%減の14億8,700万円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしては、総務費では企画費に、ふるさと納税者謝礼2,000万円、定住奨励金750万円などを計上しております。

民生費では、戦略事業に掲げて拡充した障害福祉サービス費3億8,000万円、すこやか子だから祝金870万円、子どものための教育・保育給付費負担金8億4,036万4,000円などを計上しております。

衛生費では、熱回収施設等建設工事費10億6,280万円などを計上しております。

農林水産業費では、園芸メガ団地整備事業補助金5,191万2,000円、多面的機能支払交付金9,702万9,000円、中山間地域等直接支払交付金1億4,535万3,000円、黒瀉森林公園整備工事費948万円、県営林道開設事業費負担金2,000万円、県営事業の金浦・小砂川各漁港における水産環境整備事業負担金1,250万円などを計上しております。

商工費では、工業振興条例補助金1億1,000万円などを計上しております。

土木費では、市道新設改良等工事2億2,500万円、市営住宅改修工事6,600万円などを計上しております。

消防費では、避難路等整備工事2,000万円などを計上しております。

教育費では、小学校費に施設整備工事2,850万円などを計上しております。

公債費では、対前年度当初比4.6%減の18億3,807万5,000円としております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金から9,300万円を繰り入れすることにより、行っております。

議案第63号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定についてでございます。

歳入歳出予算の総額を対前年度当初比7.2%減の35億5,599万6,000円としております。予算総額の減額は、保険給付費9,704万4,000円、共同事業拠出金9,853万8,000円が減額になったことによるものでございます。

なお、被保険者数は6,900人と見込んでおります。

議案第64号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を対前年度当初比7.9%減の7,611万4,000円としております。

議案第65号平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を対前年度当初比7%増の2億7,766万6,000円としております。

被保険者数は4,800人と見込んでおります。

議案第66号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を対前年度当初比77.5%増の6億3,816万9,000円としております。予算総額が大幅に増額となりましたのは、関簡易水道施設整備工事3億4,500万円、中ノ沢簡易水道施設整備工事1億8,000万円など、工事請負費の計上によるものでございます。

議案第67号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を対前年度当初比4.7%減の11億5,294万円としております。

議案第68号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を対前年度当初比6%減の4億3,707万9,000円としております。

なお、施設整備工事の完了に伴い、事業の款を廃止しております。

議案第69号平成28年度にかほ市ガス事業会計予算についてでございます。

供給戸数を5,261戸、年間総供給量を215万8,900立方メートルと定め、収益的収入及び支出予定額については、ガス事業収益を5億331万5,000円、ガス費用を5億1,277万円とし、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を6,737万円、資本的支出を1億5,481万1,000円と定めるものでございます。

主な建設改良事業としては、公共下水道事業関連、ガスパ入替工事及び経年管入替工事などを行うものがございます。

議案第70号平成28年度にかほ市水道事業会計予算についてでございます。

給水戸数を9,983戸、年間総給水量を313万4,731立方メートルと定め、収益的収入及び支出予定額については、収益的収入を5億6,818万5,000円、水道事業費用を4億8,980万1,000円とし、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を1億598万7,000円、資本的支出を4億1,016万7,000円と定めるものがございます。

主な建設改良事業としては、公共下水道事業関連配水管入替工事、石綿セメント管更新工事及び第一配水池建設工事などを行うものがございます。

次に、本日追加提案させていただきました議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

出生率の向上及び生まれた子供の健やかな成長に資するため、現行の祝金支給制度を拡充することに伴い、条例の一部を改正するものがございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定並びに承認くださるようお願いを申し上げます。

——先ほど、議案の要旨の説明の中で、議案第46号市道路線の廃止について及び議案第47号市道路線の認定についての中で、新たに市道として認定するのを「汐見町線」のところを「潟見町線」として申し上げましたので、訂正をお願いしたいと思います。（該当箇所訂正済み）

●議長（菊地衛君） 所用のため、休憩をいたします。再開を午後1時20分といたします。

午後0時15分 休 憩

午後1時19分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの教育行政について、教育長から訂正を求められていますので、これを許可します。教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） 先ほど、東京大学の合格者の中で、私は「前期」と言いましたが、「推薦」でありますので、そこを訂正いたします。よろしく願いいたします。（該当箇所訂正済）

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から、主な項目についての補足説明を行います。

なお、平成28年度一般会計予算・特別会計予算については、さきの予算説明会で説明を受けていますので、主要な事業のみ説明をお願いしたいと思います。

はじめに、議案第14号から議案第24号までについて、農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（平野清克君） 議案第14号から議案第24号までにつきまして御説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、委員については公募を行うことになっております。農業委員会としましては、広報と市のホームページを用いまして1月4日から2月3日まで公募を行ったところ、12名の応募がありました。

内訳ですが、現職の農業委員が7名、新しい方が5名です。また、認定農業者が8名です。うち、推薦者が3名で、9名は応募の方でございます。

詳細につきましては資料にあるとおりとなっております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第25号から議案第28号までについて、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、私の方から議案第25号及び議案第26号並びに議案第27号につきまして、これにつきましてはお手元に配付の履歴資料のとおりでありまして、特に補足することはございません。

続きまして、議案第28号でございます。

議案第28号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について、補足説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の2ページをお開きください。

市長も申し上げておりますけれども、第1表債務負担行為補正の追加でございます。この寄附は、日本大学医学部の消化管がん研究講座への寄附で、寄附という名称になっておりますけれども、その内容は市長が申し上げましたとおり、由利組合総合病院へ日本大学から医師が派遣されると。そして、消化管がん臨床研究など本地域の医療向上を図るもので、総額2,000万円の額になっておりますが、そのうち本市が30%、由利本荘市が70%の割合で負担するものでございます。

この議案は、本日、表決がこの後予定されておりますので、少し詳しく御説明をさせていただきますと思います。

由利組合総合病院への医師派遣及び研究を目的として、由利本荘市との共同で平成26年度から平成28年度までの3ヵ年間、東京医科大学の中に開設しました東北由利本荘地域・仁賀保地域消化器がん研究寄附講座でありますけれども、同大学から寄附講座を管理運営並びに研究業務推進を担当する消化器内科の主任教授の交替及び担当医師の、ほかの大学への異動に伴いまして研究が困難になったということで寄附講座の設置期間を1年短縮して平成28年3月までとする寄附講座協定変更協議書が10月27日付でにかほ市に提出されております。これを受けまして由利本荘市、にかほ市では、協定書にございます第5条、設置期間、第2項に、やむを得ない事情が発生した場合は、甲乙丙——これは東京医科大、由利本荘市、にかほ市、それぞれは協議をいたしまして当該定めた期間を変更することができるものとするという規定がございまして、このことを受けまして、市では12月25日付で同協議書承諾書を大学に提出したところでございます。

市といたしましては、市民生活の基盤となる地域医療を守るために、由利組合総合病院をはじめ各方面と協議をしながら4月以降の対応について模索してまいりましたが、このたび新たに平成28年4月から3年間、日本大学医学部へ寄附講座を設置することで、この後、大学の教授会に、3月上旬に諮られるという予定でございます。承諾後、速やかに協定を締結しまして、4月1日から切れ目な

く医師派遣を受ける必要があることから、第1表のとおり債務負担行為を設定するものでございます。

寄附講座の研究目的につきましては、一つが消化管がん検診、早期診断、治療体制の構築、二つ目が消化管がんの予防検診における新たな医療行政の展開となっております。消化器がん多発地域である当地域の消化器がんの検診を含めた早期診断及び治療診療の臨床研究を行い、その成果の普及を図り、消化器がんの予防検診における新たな医療行政を助言、展開するものでございます。

本研究への取り組み並びに由利組合総合病院への消化器内科の診療業務の支援を含め、同大学から医師が派遣されることとなります。

また、寄附講座の人員の配置数でございますが、専任者として准教授1名、その他医師数名となり、交替で常時2名の医師が派遣される予定となっております。

寄附金につきましては、両市合わせて2,000万円で、3年間で6,000万円となりますが、その内訳は、人件費につきましては県の積算単価を参考に、准教授が950万円、助教が740万円ということで、総額で1,690万円となります。その2,000万円との差額、残り310万円が、その他の経費でありますけれども、その内容は、旅費、消耗品費、通信運搬費など研究に関する経費でございます。

この寄附講座によりまして由利組合総合病院消化器内科の4月からの医療体制は、日本大学医学部からの常勤医師2名を確保できれば、これまでの体制を継続して維持できるのではないかと考えております。

補足説明は以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第29号から議案第33号までについて、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、議案29号（専決第1号）から補足説明をさせていただきます。議案書では18ページとなります。

変更の内容は、契約額の減額でありますけれども、平成27年度の税制改正においてバス事業者などが導入するバリアフリー車両に対する減税措置により、自動車重量税が免税となったことによるものでございます。

次に、議案第30号であります。

議案書では20ページから22ページとなりますので、そちらをご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、平成26年改正の行政不服審査法などが平成28年4月から施行されることに伴い、関係条例の所要の改正を行う必要があり、条例を制定するものでございます。

内容であります。関係条例の用語の改正が主なものとなりますが、引用法律の制定年並びに法律番号の改正などあります。

第1条の情報公開条例、第2条の個人情報保護条例の一部改正は、「不服申立て」を「審査請求」に改めるなどの改正となります。

第3条、行政手続条例の一部改正は、同法の改正で、これまでの不服申立て制度が審査請求に一元化されたことから、異議申し立てに対する決定も裁決となるため、関係する規定内容を削除して整備するものでございます。

第4条、固定資産評価審査委員会条例の一部改正は、関係法律の整備法に基づいて、同委員会に対する審査申出書の記載事項及び手続等に関する規定について改正をするものでございます。

第5条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、引用法律の適用条文等の改正であり、第6条、市税条例の一部改正は、第1条などと同様の改正であるほか、附則で施行日を法律の施行日にあわせて平成28年4月1日施行としますけれども、第4条の固定資産評価審査委員会に対する申出書については、平成28年度以降の年度分の固定資産課税台帳登録価格に係る申出から適用しまして、平成27年度までについては、なお従前の例による適用区分を定めるものでございます。

次に、議案第31号でありますけれども、議案書では24ページ、25ページとなります。

これまで審査請求に際しまして、審査請求人は審理員等に対して提出された調書や弁明書、証拠書類など審理に関する書類は閲覧のみで、写しの交付を受けることができませんでした。今般の改正で、こうした提出書類の写しの交付を受けることができることとなったことから、交付に係る手数料等について条例で定めるものでございます。

手数料の額につきましては、第3条で規定をし、別表に示しているほか、第4条で徴収方法について、第5条では減免規定を、第6条では郵送などによる交付についての規定を定めているものであります。

施行については、議案第30号と同様に法の施行日にあわせて平成28年4月1日とするものでございます。

次に、議案第32号であります。

こちらは議案書で27ページとなります。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、退職職員の適正な管理を確保するため条例を定めるものであります。秋田県でも同様の定めをするというふう聞いております。

第2条では、再就職者による依頼等の規制として、離職後に営利企業等に再就職した部長、課長級の職にあった元職員、再就職者は離職前5年間に在職していた執行機関の組織等、地方公共団体の現職職員に対し、執行機関と再就職先との間の契約などに際して離職後2年間は職務上の行為をするように、またはしないように要求または依頼すること、つまりは働きかけることを禁止するものでございます。

第3条では、前条と同様に部長、課長級の職にあった元職員は、離職後2年間のうちに営利企業等へ再就職した場合は、再就職情報を任命権者への届け出を義務づけることを規定するものでございます。

附則として、この条例は改正する地方公務員法の施行日とあわせて、こちらも平成28年4月1日施行とするものでございます。

続いて、議案第33号であります。

議案書では29ページ、30ページとなります。

こちらの議案も議案第32号議案と同様に、地方公務員法の一部改正に伴い、条例を一部改正しようとするものでございます。

ここでの地方公務員法の改正趣旨は、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとする職務級原則を、より徹底させるため、これまでは規則で定めていた級別標準職務表を条例化することで、議会における審議等を通じた民主的なチェックや住民への説明責任、透明性を

確保するといった効果を期待しているものでございます。

内容については別表第5として、四つある給料表ごとに職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、職務の級と級別の標準的な職務を定めております。

この条例の施行期日も前議案と同様に、平成28年4月1日としているものでございます。

説明は以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第34号について、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第34号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定につきまして、補足説明を申し上げます。

なお、このたびの条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例委任事項が設けられたことにより、徴収の猶予及び換価の猶予の申請手続などの所要の整備を行うため、市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、議案綴りの32ページをご覧ください。

改正条文の上から2行目の第8条の改正につきましては、徴収猶予に係る徴収金の分割納付、納付期限及び納付金額並びに申請者への通知などを定めるものでございます。

また、同じく32ページの下から2行目の第9条の改正につきましては、徴収猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書訂正期限等の手続などについて定めるものでございます。

次に、34ページをご覧ください。

上から7行目の第10条の改正につきましては、職権による換価の猶予、または猶予期間の延長する場合の猶予をする金額の分割納付などの方法や猶予を行う際に滞納者に提出を求められることができる書類などを定めるものでございます。

また、同じく34ページの下から9行目の第11条の改正につきましては、申請による換価の猶予、または猶予期間の延長する場合の申請期限、猶予をする金額の分割納付などの方法、申請書記載事項及び添付書類並びに申請書訂正期限などを定めるものでございます。

次に、35ページをご覧ください。

下から9行目の第12条の改正につきましては、徴収猶予、職権による換価の猶予、または申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合の猶予に係る金額及び猶予期間などを定めるものでございます。

なお、改正後のこの条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第34号の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第35号及び議案第36号について、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 議案第35号にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定について、補足説明いたします。

議案書38ページでございます。

むらすぎ荘と呼んでおります仁賀保公民館は、昭和49年に建設したものでございますが、建物の一部が働く婦人の家として国の補助で建設したものでございます。設置以来、公民館、働く婦人の家、それぞれの条例を整備して利用してきたところでございますが、現状においては建物全体を利

利用者の区分なく利用し、あるいは利用できるようになっておりまして、一体として取り扱うことが効率的で利用者の煩わしさがなくなると考えております。

また、現行の働く婦人の家の事業についても、公民館事業に包含し継続して活動できるため、働く婦人の家を廃止し、仁賀保公民館に一元化しようとするものでございます。

続いて、議案第36号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。40ページです。

提案理由でも申し上げましたとおり、働く婦人の家条例廃止に伴いまして、仁賀保公民館の使用料についてでございます。これを公民館条例に追加するというところでございます。

補足説明については以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第37号から議案第40号までについて、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、議案第37号にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の42ページをお開きください。

今回の条例制定につきましては、平成26年6月に消費者安全法が改正されたことに伴いまして、国の消費者基本計画を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国に整備するため、法に基づきます消費生活センターの設立を促進する旨の趣旨にのっとり、当該センターの組織及び運営に関する条例を定めたものでございます。

それでは、本文の概要について説明を申し上げます。

第1条には趣旨を定めたものでございます。

以下、第2条では、センターの設置の際は名称、住所等を公示しなければならない旨を定め、第3条には、センター長及び職員の配置、第4条には、消費生活相談員の人材及び処遇等、雇用の安定化の確保、第5条には、相談事務に従事する職員等に対する研修機会の確保について、第6条には、相談事務で得た情報の安全管理について定めたものでございます。

議案第37号についての補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第38号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の44ページをお開きください。

今回の改正は、現在行われております熱回収施設整備の稼働に伴いまして新たな説明等の追加及び処理手数料の区分を変更するため、現行条例の一部を改正するものでございます。

別表第1、第9条関係中の現行施設の名称及びその位置に、新たな施設として、名称は「にかほ市環境プラザ」、位置は「にかほ市金浦字轄町55番地」を追加し、別表第2、第10条関係に、一般廃棄物の処理手数料の表中の区分を上段から「にかほ市清掃センターで処理する一般廃棄物」を「燃えるごみ」に、「にかほ市清掃センターで処理する一般廃棄物のうち、発泡スチロール類」を「発泡スチロール」に、「にかほ市リサイクル施設で処理する一般廃棄物」を「燃えないごみ、可燃・不燃粗大ごみ、資源ごみ」にそれぞれ改めるものでございます。

議案第38号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第39号にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の46ページから50ページが関係するページでございます。

この条例制定は、平成26年11月に成立公布されました空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づきまして、本市における空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する措置について、同法の規定の範囲内において必要な事項を定め、住民等の生活環境の安全に寄与するために条例を制定しようとするものでございます。

46ページになりますが、第1条については、この条例が規定している内容を概略的に示すとともに制定目的を定めたものでございます。

第2条は、この条例で使用する用語のうち、明確にしておかなければならないものについて定めたものでございます。

第4条、第5条については、空家等に関する所有者等、または市の基本的な責務を定めたものでございます。

47ページになりますが、第7条は、市長は特別措置法に基づき空家等の所在や所有者等に対する必要な調査、これは例えば登記簿でありますとか住民票や戸籍謄本等、または聞き取りも含めますけれども、そういった調査、また、助言、指導、勧告、命令を行う際は、必要な限度において実際に敷地内に入り、調査することができる旨、定めたものでございます。

第8条は、空家等の所有者等を特定するのが困難な場合は、特別措置法に基づき、市長は空家等の所有者等の氏名など必要な情報について、固定資産税の税情報の目的外利用を認めることや空家等の所有者等が市外に居住している場合においても、市長が他の公共団体の長に対して必要な情報の提供を求めることができることを定めたものでございます。

48ページになります。

第10条は、特別措置法の規定によりまして、市長は特定空家等の所有者に対して、必要な処置について助言、または指導を行うことができることを定めたもので、第11条は第10条の助言、または指導にもかかわらず特定空家等の状況が改善されない場合には、必要な措置について勧告することができる旨を定めたものでございます。

第12条は、指導等、または勧告に従って措置を講ずる者に対し、必要に応じて空家等解体事業補助金、または資金の貸し付けなどの助成ができることを定めたものでございます。

第13条は、第12条の勧告を受けた所有者等が正当な理由なく従わない場合は、勧告よりも拘束力の強い命令を行い、必要な措置を義務づけることができることを定めたものでございます。

49ページになります。

第16条は、第13条に規定しています命令に従わず、その措置を履行しない場合において、他の方法で命令に従わせることが困難であり、かつ、そのままでは周辺的生活環境に深刻な被害を与えるなど著しく公益に反する場合には、行政代執行法に定められた手続により代執行を行うことができる旨を定めたものでございます。

50ページになります。

17条は、空家等の状態が人の生命、身体、または財産に危険が差し迫っている時に、緊急時の対応として必要最小限度の応急措置がとれることを定めたものでございます。

第20条については、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づきまして、にかほ市空家等対策協議会を設置することができる旨を定めたもので、家屋等対策計画の策定や計画の変更、空家等各種施策の実施に当たり、学識経験者、地域住民代表者の意見などを反映するための協議会を想定しているものでございます。

議案第39号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第40号にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案書の52ページになります。

今回の改正は、にかほ市空家等の適正管理に関する条例の制定に伴いまして、現行条例の一部を改正するもので、主に「空き家等」と表現があるものを「空き地」に改め、住宅地に点在、あるいは隣接する空家等の適正管理を促すことを目的とするものでございます。

まず、第2条第6号については、現行の「空き家等」を「空き地」の表現に改め、以下の定義文を「市内に所在する現に人が使用していない土地等をいう」に改めるものでございます。

また、第9号については、現行の定義文「又は建物」を削除するものでございます。

以下、該当する見出し並びに各条文中の「空き家等」の表現を「空き地」に改めるものでございます。

補足説明は以上でございます。

以上で担当する議案については補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第41号及び議案第42号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、議案第41号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

54ページをお開きください。

この条例の一部改正は、別表から建石の昭和54年度棟を削除するものであります。

市営住宅、建石昭和54年度棟は、アスベストが基準値を超えていることから、平成21年度から使用を停止しておりました。このたび、用途を廃止するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号にかほ市下水道事業等審議会条例制定についてであります。

第2条では、所掌事務として、審議会では使用料や負担金、その他の事項について市長の諮問に依り調査審議し、答申するとしております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第43号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（高橋元君） 議案第43号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、補足説明をいたします。

59ページをご覧ください。

料金改定につきましては、そこにあるとおりですが、石油石炭税につきましては、平成24年に租

税特別措置法の一部を改正する法律によりまして、租税特別措置法の中に地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例という条項が設けられました。これは石油石炭税に平成24年10月1日から3段階に分けて税額を上乗せしていくもので、前回は平成26年4月1日の改正があり、にかほ市でもこれにあわせて条例改正を行っております。

今回も同様に、前回と同額のガス1トン当たり260円の増額となります。これによりまして、石油石炭税は、ガス1トン当たり1,860円となります。条例改正はこれにあわせて料金改定をするもので、改定率は1立方メートル当たり税抜きで0.22円、税込みで0.2376円の値上げとなります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第44号について、消防長。

●消防長（伊東善輝君） 議案第44号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

61ページをお開きください。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱に関する条例の制定に関する基準を定める省令を平成14年に施行後、10年以上経過し、当初想定していなかった調理台に組み込んだガスコンロやIH、そしてお好み焼きやステーキ焼きなどプレート上で調理する機器、また、電力入力の高いIHが多く流通してきた現状を踏まえ、火災予防条例の一部を改正するに伴いまして、同様ににかほ市火災予防条例の改正を行うものであります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第45号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、議案第45号にかほ市公の施設の指定管理者の指定について補足説明いたします。

議案書に掲げている両施設については、指定管理協定が本年度末をもって満了となることから、新たな指定につきまして現指定管理者であるにかほ市観光開発株式会社から申請が出されております。これを受け、去る2月1日に指定管理者選考委員会が開催され、選考委員からは、いずれも適当であるとの意見が述べられておりますので、指定管理者の指定について提案するものでございます。

以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第46号から議案第49号までについて、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、議案第46号市道路線の廃止について補足説明いたします。

77ページをお開きください。

市道荒屋妻線、延長228.1メートルと潟見町線、延長457メートルは、象潟ICからのアクセス道路として主要地方道象潟矢島線となるため、全線を廃止するものであります。

次に、議案第47号について補足説明いたします。

79ページをお開きください。

この議案も議案第46号と関連しますが、地区外となります主要地方道象潟矢島線、延長600メートルを新たに市道汐見町本線として認定するものであります。

次に、議案第48号について説明いたします。

81ページをお開きください。

この議案は、区域変更する主要地方道象潟矢島線に市道桜ヶ丘本線を接続したことから、市道路線の終点を変更するものであります。

変更前の延長は275メートル、変更後の延長は300メートルとなります。

次に、議案第49号について補足説明いたします。

83ページをお開きください。

市道大森中島台線は、太陽光発電事業に伴い、市道が事業区域となることから、路線の終点を変更するものであります。

変更前の延長は1,271.2メートル、変更後の延長は971.2メートルとなります。

また、市道大竹中島台線も太陽光発電事業に伴い、市道が事業区域となることから、市道の一部をつけ替えするものです。

変更前の延長は3,530.2メートル、変更後の延長は3,689メートルとなります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第50号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 議案第50号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての補足説明は特にございませぬ。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第51号及び議案第52号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） 議案第51号及び議案第52号、一般会計への繰入れにつきましては補足説明はございませぬ。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第53号の歳入及び歳出について、財務部に関することは財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての財務部関係の主な補正内容につきまして補足説明を申し上げます。

なお、補正の内容といたしましては、事務事業等の確定に伴う精算などが主な内容となっております。

はじめに、補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費についてでございます。

繰越明許費につきましては、2款総務費の市バス購入事業から9款消防費の防災無線中継アンテナ復旧事業までの年度内に事業の完了を見込むことのできない合わせて12件3億8,541万9,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

第4表の地方債補正についてでございます。

はじめに、上段の地方債の追加につきましては、12月定例議会で可決をいただいたひばり荘中継アンテナ復旧事業の財源として、災害復旧事業債が該当する見込みとなりましたので、防災無線中継アンテナ復旧事業として300万円を追加するものでございます。

また、下段の変更につきましては、事業の完了及び完了見込みによりまして、熱回収施設整備事

業から消防団消防救急デジタル無線整備事業までの合わせて7件の借入限度額を17億8,230万円に変更するものでございます。

このうち合併特例債によるものは、一番上の熱回収施設整備事業から観光拠点センター整備事業までの4件、それに二つ下の消防施設整備事業の合わせて5件の17億4,550万円でございます。

なお、平成27年度末の合併特例債の一般建設費の活用見込み額は66億1,210万円となりまして、活用可能額128億1,210万円の51.6%となる見込みでございます。

続きまして、歳入の主な補正内容につきまして御説明いたします。

11ページをご覧ください。

1款市税につきましては、実績見込みにより市税全体で6,477万5,000円を増額しております。

主な内容としまして、1款1項1目1節個人市民税の現年課税分1,143万8,000円を増額につきましては、景気回復に伴う製造業などの給与所得の増加によるものでございます。

また、その下の2目1節法人市民税の現年課税分2,840万7,000円を増額につきましては、同じく景気回復に伴い大手製造業のグループ企業等の業績が好調なことから増額するものでございます。

さらに、その下段の2項1目1節固定資産税の現年課税分2,103万円の増額につきましては、大手製造企業の機械設備の更新や改造等に伴う償却資産の増加によるものでございます。

次に、その下段の6款1項1目1節地方消費税交付金2億391万1,000円の大幅な増額につきましては、景況感の回復に加え、平成26年4月に8%に引き上げられました消費税の増収に伴う交付額の増加によるものでございます。

次に、12ページの上段をご覧ください。

10款地方交付税の普通交付税919万1,000円を増額につきましては、国の補正に伴い追加交付されたもので、今年度の普通交付税額は54億3,090万3,000円となるものでございます。

次に、14ページの中段をご覧ください。

14款2項1目総務費国庫補助金の説明欄の上から三つ目の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金710万円の追加につきましては、サイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化していることを踏まえ、自治体情報システムの強靱性の向上を図るための補助金でございます。

本市には補助基準額1,420万円の2分の1として710万円交付されるものでございますが、事業内容につきましては歳出において御説明いたします。

次に、19ページの中段をご覧ください。

16款2項1目不動産売払収入の1節土地売払収入1,406万3,000円を増額につきましては、主なものとして、にかほ市畑字横森8番128の原野1万6,044平方メートルと、同じく畑字横森8番89の雑種地69平方メートルの合わせて1万6,113平方メートルを、変電所用地として株式会社ユーラス東由利原風力に周辺地域の売買実例などを勘案し、1平方メートル当たり単価750円、総額1,208万4,750円で売却したものでございます。

次に、20ページの中段をご覧ください。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金3億1,117万7,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の調整により減額するもので、減額後の繰入額は2億4,611万6,000円となるものでございます。

次に、22ページの中段をご覧ください。

21款の市債につきましては、第4表の地方債補正で申し上げましたとおり、それぞれ起債事業の追加並びに変更に伴いまして、総額で下段の計欄のとおり1,360万円の増額となり、今年度予算の市債借入見込額は29億6,851万5,000円となるものでございます。

また、平成26年度からの繰入分の市債額1億3,580万円を含めると、今年度の市債借入見込額は31億431万5,000円となるものでございます。

続きまして、歳出の主な補正内容につきまして御説明いたします。

23ページの下段をご覧ください。

2款1項2目財政管理費、25節の財政調整基金積立金94万5,000円の増額につきましては、財政調整基金の預金利子を計上したものでございます。

なお、補正後の財政調整基金残高でございますが、21億5,800万3,000円となるものでございます。

次に、25ページの中段をご覧ください。

2款1項12目情報管理費13節委託料の情報セキュリティ強化対策業務委託料3,000万円の追加につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、サイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化していることを踏まえ、自治体情報システムの強靱性の向上を図るための委託料を計上したものでございます。

委託事業の主な内容としましては、マイナンバー制度の導入に伴い、住基・税などの基幹系端末からの住民情報の流出防止並びに国や県との情報連携に活用されるシステム環境などのセキュリティ確保のため、国と各自治体間をつないでいる行政相互ネットワーク接続とインターネット接続を分割するものでございます。

なお、国の補助基準額が1,420万円でございますが、情報セキュリティ強化対策のための基幹業務系の持ち出し禁止対策費及びインターネットを分離するための接続対策費並びにメールのセキュリティ対策費などについて調査をした結果、国の補助基準額の倍以上の経費がかかる見込みであることから3,000万円を計上したものでございます。

次に、飛びまして44ページをご覧ください。

12款1項1目23節公債費元金の721万9,000円の減額につきましては、前年度借入分に係る融資機関並びに借入額の確定などに伴い、減額するものでございます。

また、その下段の2目23節公債費利子の1,728万4,000円の減額につきましては、昨年9月30日に実施した繰上償還によるものと前年度借入分の利率の確定などに伴い、未払いが減少したことにより減額するものでございます。

財務部関係は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、総務部関係について補足をいたします。

議案書14ページをお開きください。

さきに市長が提案説明をした14款2項1目総務費国庫補助金1節の中の総務費補助金の地方創生加速化交付金5,692万2,000円のこの内容につきましては、一覧にして配付した資料のとおりでございますけれども、この2事業を国に対して採択に向けて現在申請中でございます。このうち企画課所管

分は4,391万9,000円でありまして、池田修三作品によるまちづくり事業に4,093万3,000円、産業を支える人材の育成確保事業1,598万9,000円の中で首都圏からの移住促進事業に298万6,000円を充当するとしているものでございます。

19ページをお開きください。

こちら市長が説明をしておりますが、17款1項1目1節一般寄附金1,460万円のうち1,000万円がふるさと納税による増額補正となります。

続いて、めくって20ページとなります。

18款2項3目1節みらい創造基金繰入金400万円は、ふるさと納税者に対する返戻品の経費として充当しているものでございます。

次に、歳出の主なものについて補足をいたします。

23ページをお開きください。

2款1項1目8節報償費20万円ではありますが、昨年秋の日本リトルシニア中学硬式野球協会東北連盟主催の第37回秋季新人東北大会において本荘由利リトルシニアチームが4位入賞を果たし、この3月に開催される全国選抜野球大会に出場をすることから、出場激励金として20万円を計上しているものでございます。

なお、このチームには14名おりますけれども、8名が本市中学生として在籍をしております。

めくって24ページとなります。

2款1項9目企画費に6,305万4,000円増額補正をしておりますけれども、その主な内容としましては、7節賃金133万3,000円は、象潟公会堂の活用を想定している池田修三美術館に係る臨時雇用賃金となります。8節報償費929万9,000円ですけれども、ふるさと納税の返戻品400万円、池田修三作品によるまちづくり事業としての特産品開発やガイド養成の講師謝礼、版画教室の講師謝礼などで560万円を見込んでいます。9節旅費158万2,000円ではありますが、今申し上げました池田修三関連の旅行エージェントへのPR活動で100万円、産業を支える人材の育成確保事業として取り組む首都圏などからの移住促進事業の旅費58万2,000円を見込んでおります。13節委託料のうち池田修三関連は1,850万円ではありますが、内容は、お土産品などの開発に250万円、ガイドブックやパンフレット、マップの作成に1,300万円、バスやタクシー、自転車のラッピングに300万円を計上しております。14節使用料及び賃借料の各種使用料19万5,000円は、産業を支える関連で移住フェアなどの会場使用料となりますけれども、建物借上料126万円、同様におためし移住体験用と移住者住居用の空き家借上料でございます。15節工事請負費650万円ではありますが、池田修三関連の美術館、つまりは象潟公会堂の改修や駐車場整備を想定をしているものでございます。18節備品購入費800万円になりますが、池田修三関連のラッピング自転車の購入300万円、象潟公会堂を美術館として使用する際の音響、照明器具等で500万円を計上しているものでございます。19節負担金補助及び交付金の定住奨励金100万円は、平成27年11月に都内からにかほ市に移住し、住宅を取得した方への奨励金となります。25節積立金のうち地域振興基金積立金38万9,000円は、預金利息でありますけれども、みらい創造基金1,451万9,000円は、ふるさと納税分として1,000万円、観光関係寄附金150万円、教育関係寄附金300万円などでございます。

次に、27ページの統計調査費及び40ページの9款1項5目災害対策費は、事業終了、または実績による精算後の減額補正となります。

総務課関係については以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

はじめに、歳入であります。

14ページをお開きいただきたいと思います。

14款1項1目3節子どものための教育・保育給付費負担金972万2,000円は、平成27年度人事院勧告に伴う公定価格改善分等として増額補正するものでございます。その下の5節児童手当負担金1,024万1,000円の減額は、当初3万4,083名と見込んでいた延べ児童数が延べ1,024人ほど減少となる見込みから減額するものでございます。その下の7節生活保護費負担金1,350万円の減額は、支出見込み額の減に伴い、国庫負担金4分の3相当を減額補正するものであります。その下の8節保険基盤安定負担金1,063万3,000円の増額は、保険者支援分として総額の2分の1が国の負担となるもので、額の確定により既定値との差額を補正するものでございます。

14款2項2目1節社会福祉費補助金1億2,414万2,000円の増額は、年金生活者等支援臨時給付金事務費補助金408万3,000円及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金1億2,000万円が主なものでございますが、国の低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時給付金事業に対する補助金でございます。

15ページになります。

一番下段でありますけれども、15款1項1目2節子どものための教育・保育給付費負担金486万1,000円は、国庫負担と同じく平成27年度人事院勧告に伴う公定価格改善分でございます。

16ページになります。

上から2行目ですが、15款1項1目7節保険基盤安定負担金831万2,000円の増額は、国保分が701万7,000円、後期高齢者分が129万5,000円で、額の確定により差額を補正するものでございます。

続いて、歳出でございます。

25ページをお開きください。

2款1項14目地方創生費20節扶助費の生活支援給付費240万円の減額は、申請があったものの審査及び給付が終わりまして、この事業に対する事業費が確定したことから減額補正を行うものでございます。

29ページになります。

3款1項8目臨時福祉給付金給付事業費の9節から19節までの合計401万6,000円の減額は、臨時福祉給付金の申請受付を昨年8月から開始し、12月で終了したわけですが、その申請があったものの審査及び給付が終了し、事業費が確定しましたので減額補正を行うものでございます。その下の9目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費は、低所得者の高齢者向け年金生活等支援臨時給付金事業に関する各節の補正予算でございます。12節では通信運搬費162万8,000円として、申請書・通知等の郵便料を見込んでおります。13節委託料151万2,000円では、システム構築委託料を見込んでい

るものでございます。

30ページをご覧ください。

3款1項9目19節の年金生結者等支援臨時福祉給付金1億2,000万円は、1人3万円で対象者を4,000人と見込んでおるところでございます。

なお、当該事業は繰越明許費として計上しておりますので、平成28年度に実施されるものでございます。

同じページの3款2項2目19節子どものための教育・保育給付費負担金2,153万1,000円は、先ほども御説明申し上げましたとおり、平成27年人事院勧告に伴う公定価格改善等による増額補正でございます。

31ページになります。

一番下段の国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金5,427万5,000円の増額は、国保特別会計に対する繰出金でありますけれども、保険基盤安定負担金と財政安定化支援事業が確定したことによりまして補正するものでございます。

市民福祉部関係は以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、農林水産建設部関係の補足説明いたします。

最初に15ページをお開きください。

歳入です。

中段の14款2項4目1節農業費補助金の中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金193万円の増額は、国の総合的なTPP関連政策大綱による補正予算で、販売額を10%以上増額するために、土づくり等に取り組む担い手農家に対しまして10アール当たり5万円を定額補助するものであります。

次に、17ページをお開きください。

中段の15款2項4目1節農業費補助金のうち、中段にありますように担い手確保・経営強化支援事業補助金1,119万7,000円の増額は、これも国の総合的なTPP関連政策大綱による補正でありまして、売上高10%以上の増額、または経営コスト10%以上の低減に取り組む担い手農家が融資を活用しまして農業機械等を導入するための補助金であります。

なお、補助率は全体事業費の2分の1か融資残、どちらか低い金額となっております。

次に、19ページをお開きください。

下段の16款2項4目1節生産物売払収入606万9,000円の増額は、国有林野分収林契約満了によるものであります。

次に、歳出です。

35ページをお願いします。

中段の6款1項3目農業振興費19節負担補助及び交付金のうち、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金193万円の増額は、歳入で説明したとおりであります。今回の事業予定者は、法人が2社、個人が4人で、計画面積は3.86ヘクタールとなっております。その下の担い手確保・経営強化支援事業補助金1,119万7,000円の増額も歳入で説明したとおりであります。今回の事業予定者は法人が1、

営農組合組織が1、個人が1で、総事業費は2,418万8,000円となっております。

次に、36ページをお開きください。

上段の2項1目林業総務費19節負担金補助及び交付金の分与金154万5,000円の増額は、歳入で説明したとおり国有林野分収林契約満了による販売代金のうち、分収割合に応じまして冬師自治会へ支払うものであります。その下の2目林業振興費19節負担金補助及び交付金のうち、県営林道開設事業費負担金1,000万円の減額は、工事の一部を次年度、平成28年度になりますが、施工するためによるものであります。次に、民間林整備促進事業補助金524万7,000円の増額は、事業料の増額によるもので、国庫補助事業の10%をかさ上げしております。

次に、37ページをご覧ください。

上段の2目水産振興費19節負担金補助及び交付金のうち、漁業経営体経営発展支援事業費補助金64万円の増額は、県事業に対しまして県と同額の3分の1を市で協調助成するものであります。事業の内容は、小型漁船に潮流計、潮の流れですけども、そちらを設置するものであります。総事業費は192万円であります。

次に、40ページをお開きください。

上段の8款5項1目住宅管理費15節工事請負費917万円の減額は、国の補助金が減額になったことによりまして市営住宅さくらの改修工事を減額したものであります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、商工観光部関係について補足説明いたします。

17ページになります。

歳入であります。

15款2項5目1節商工費補助金389万9,000円の減額は、平成27年度で実施している緊急雇用創出臨時対策基金事業の実績見込みに基づき減額するものであります。スポーツツーリズムコーディネーター人材育成事業で45万1,000円、観光拠点づくり人材育成事業で344万8,000円を減額するものとなっております。

次に、歳出になりますが、商工観光部関連予算は37ページ、下段、7款1項1目商工総務費から39ページ、上段、上から2段目の公園管理費までとなります。

今回の補正予算につきましては、通常の年度末における事業完了などに関連した補正計上のほかに、国の地方創生加速化交付金による地方創生関連事業の平成27年度実施に向けた補正予算を計上しておりますので、これをそれぞれ分けまして説明をいたします。

それでは、さきに加速化交付金関連事業以外のものから説明いたします。

37ページ、下段、13節委託料、雇用対策パソコン講座委託料62万5,000円の減額は、離職者に対するパソコン無料講座を雇用環境の改善等により参加希望者が少なく、開催を取りやめたことによる減額であります。

次に38ページ、19節負担金補助及び交付金の中ほど、中小企業振興資金利子補給金2,031万5,000円と中小企業振興資金保証料補助金2,111万1,000円は、年間の補助実績に基づきまして補助件数を

それぞれ585件分を増額補正するものであります。次の雇用支援対策助成金300万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。また、工業振興条例補助金513万3,000円の増額は、工場新設に対する助成1件、使用料助成1件、雇用促進助成1件で、計3社に対する助成金となります。

次に、23節償還金利子及び割引料1,873万9,000円の増額についてでございます。平成24年度及び平成25年度に秋田県の緊急雇用創出臨時対策基金事業として、市が株式会社にかほコールセンターに業務委託したコールセンター人材育成事業のうち、国から不適正とされた事業費の一部に相当する補助金1,873万7,609円を交付を受けた秋田県に返還をしようとするものでございます。

次に、同じく38ページ、下段、2項1目観光総務費の13節委託料389万8,000円の減額は、歳入の説明で申し上げましたとおり、二つの緊急雇用事業の実績見込みによる減額であります。そのうち観光拠点づくり人材育成委託料344万8,000円の減額につきましては、当初見込んだ雇用計画人数2人に対し応募が1名であったことから、事業費の減となったものでございます。

それでは、次に、加速化交付金に関連した事業につきまして説明をいたします。

ページ戻りまして37ページをお願いいたします。

下段になりますが、7款1項2目商工振興費の7節賃金からが加速化交付金に関連した予算となります。地方創生加速化交付金事業は、産業を支える人材の育成確保事業として実施されますけれども、商工振興費では成長産業分野参入促進、Uターン促進を含めた人材の確保と育成の分野について取り組むこととしております。これらの事業の関係予算につきましては、7節賃金からそれぞれ区分にしたがって予算を計上しておりますが、関連予算の合計は1,270万1,000円という合計額となります。

それでは、加速化交付金に関連したものを予算書に従って順に説明をいたします。

37ページ、2段目、商工振興費7節賃金204万5,000円は、無料職業紹介所開設相談員賃金となります。8節報償費18万1,000円は、成長分野参入促進に係る先進地視察謝礼、あるいはセミナー講師謝礼等であります。9節旅費49万7,000円は、無料職業紹介資格取得研修等に係る普通旅費であります。11節需用費105万4,000円は、Uターンパンフレット作成に係る印刷製本費のほか企業人材育成事業に係る教材費などを計上しております。13節委託料では、総額682万3,000円のうち企業活性化アドバイザー業務委託料120万円、企業人材育成支援事業研修会委託料47万円、移住・定住ポータルサイト作成委託料200万円、市内企業紹介冊子作成委託料300万円、移住・定住推進事業運営基盤構築委託料77万8,000円の五つが関連した事業費でございます。このほか14節使用料及び賃借料では、成長分野産業の先進地研修に係るバス借上料として50万円、19節負担金補助及び交付金では、企業人材育成支援教育機関受講料負担金70万6,000円、諸会議負担金1万円、無料職業紹介資格取得講習負担金6万円、Uターン等面接交通助成金として20万円が関連予算となっております。

以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（伊東善輝君） 消防関係は、燃料費等の減額補正でありまして、補足説明はありません。

●議長（菊地衛君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） それでは、教育委員会関係について補足説明をいたします。

歳入です。

15ページをお願いいたします。

14款2項7目1節学校施設環境改善交付金252万6,000円の減額でございますけれども、小・中学校6校の体育館などの吊り天井落下防止事業に対する国庫補助でございますけれども、請負差額等実績により国の交付金が減額補正となるものでございます。

次に、17ページでございます。

15款2項8目1節被災児童生徒就学支援事業補助金73万6,000円の減額でございます。当初5世帯6人が対象とすると考えておりましたけれども、県の補助要件が変更になったことによりまして1世帯1人のみが対象となったために減額補正するものでございます。

19ページをお願いします。

一番下に一般寄附金ということで1,460万円になってございますけれども、このうちの10万円が少額でありますけれども秋田しんせい農協からジュニアアスリート育成のためにということで10万円、正確には10万286円の御寄附をいただいたことによるものでございます。

歳出です。

41ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費11節燃料費65万円の減額でございます。主なものとしては、スクールバスの軽油代ですけれども、単価がこの1年間で大幅に下がっておりますので、このことによる減額になります。以下、学校管理費などの燃料費の減額についても、灯油代などの単価が下がったことによるものでございます。3目教育助成費19節負担金補助交付金の47万1,000円の減額でございます。並びに20節扶助費の91万6,000円の減額については、対象児童生徒数が減ったことなどによる事業の実績による減額補正でございます。25節奨学資金貸付基金積立金の385万5,000円の減額でございます。これは年度内に一括償還があったことによりまして一般会計からの積み立てを結果的に減額できるということになったものでございます。

2項1目小学校費学校管理費13節委託料の4万1,000円の減額並びに15節工事請負費の475万3,000円の減額については、委託費及び工事請負費の契約による請負差額等の減額補正でございます。

次のページの中学校費についても同様でございます。

42ページをお願いいたします。

10款4項7目仁賀保勤労青少年ホーム管理費についてでございますけれども、これについては全て請負差額や実績見込みによる減額補正でございます。9目のフェライト子ども科学館管理費、10目白瀬南極探検隊記念館管理費、11目の文化財保護管理費についても、全て請負差額や実績見込みによる減額補正でございます。

43ページの10款5項2目屋内運動施設管理費18節備品購入費12万円の増でございます。これは歳入でも御説明いたしましたように、秋田しんせい農協からジュニアアスリート育成のためにという目的で10万円を御寄附いただいたことによるもので、スポーツ用の備品を購入するものでございます。以下、屋外運動施設管理費、海洋センター管理費、金浦給食センター費、象潟給食センター費の減額については、実績見込みや単価が下がったことによりましての減額補正でございます。

補足説明は以上です。

●議長（菊地衛君） 財務部長から訂正の発言を求められていますので、これを許可します。財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） 先ほど補足説明におきまして、23ページの財政調整基金積立金94万5,000円の増額のところで、補正後の財政調整基金残高を「25億5,800万3,000円」と申し上げましたが、正しくは「21億5,800万3,000円」でございますので、訂正しておわび申し上げます。

以上です。（該当箇所訂正済み）

●議長（菊地衛君） 次に、議案第54号から議案第57号までについて、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、議案第54号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての補足説明を申し上げたいと思います。

はじめに、歳入でございます。

補正予算書の6ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者国民健康保険税を合わせました国民健康保険税927万7,000円の増額につきましては、滞納繰越分の収納見込み額により補正するものでございます。

7ページをお開きください。

5款1項1目1節療養給付費交付金の現年度分1億879万9,000円の減額及び6款1項1目1節前期高齢者交付金1億1,473万6,000円の、こちらは増額ですが、いずれも交付金の見込み額及び確定により補正するものでございます。

8ページをご覧ください。

8款1項2目1節保険財政共同安定化事業交付金2億2,331万9,000円の減額は、昨年度まで対象となります医療費が30万円以上80万円以下ということでありましたけれども、本年度から80万円以下全てが対象となることから、国民健康保険連合会の方で試算しました見込み額を計上しておりましたが、決算見込みが大幅に下回ることから補正をするものでございます。

10款1項1目1節一般会計繰入金5,427万5,000円の増額補正は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業費が確定したことを受けましての補正でございます。

次に、歳出であります。

補正予算書の10ページをお開きください。

7款1項4目19節保険財政共同安定化事業拠出金1億4,831万7,000円の減額は、対象医療費の拡大に伴う拠出金を計上しておりましたけれども、歳入でもお話したとおり、決算として大幅に下回ることから補正をするものでございます。

議案第54号の補足説明は以上であります。

続きまして、議案第55号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についてでございます。

はじめに歳入でございますが、補正予算書の6ページをお開きください。

1款1項1目国民健康保険診療報酬収入から5目その他の診療報酬収入までを合わせました97万2,000円の減額は、外来件数の減少による減額補正となるものでございます。

7ページをご覧ください。

4款2項1目財政調整基金繰入金140万円の減額は、診療報酬と医療費を減額したことによりまして財政調整基金繰入金を減額することで調整するものでございます。

歳出でございます。

8ページをご覧ください。

2款1項2目医療用消耗器材の消耗品費56万円及び3目の医療用医薬品費の医薬材料費110万円並びに4款1項1目諸検査委託料の22万円の減額は、それぞれ外来件数の減少に伴った減額ということでございます。

議案第55号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第56号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、各項目の額の確定及び決算見込み額と予算額との差額を補正するものでございまして、特に補足説明はございません。

次に、議案第57号でございます。平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての補正内容につきまして補足説明を申し上げます。

はじめに、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表地方債の補正でございます。今回の補正は、起債対象事業、これは上浜統合簡易水道事業及び関・西中野沢簡易水道事業、上小国簡易水道事業、この事業の確定によりまして借入限度額を2億3,280万円から2億3,170万円に変更するものでございます。

歳入でございます。

補正予算書の7ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金249万4,000円の減額は、事業費確定により減額するものでございます。

6款1項1目1節簡易水道事業債110万円の減額は、地方債の補正で説明のとおり、事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出であります。

8ページをご覧ください。

2款1項1目簡易水道事業費13節委託料の333万2,000円の減額及び15節工事請負費49万5,000円の減額は、請負差額等による不用額の確定により補正をするものでございます。

議案第57号の補足説明は以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第58号及び議案第59号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、議案第58号について補足説明いたします。

8ページの歳入をお開きください。

中段の3款1項1目1節国庫補助金や4款1項1目1節一般会計繰入金等の減額は、事業費の確定によるものであります。

また、10ページの歳出の減額につきましても事業費の確定によるものであります。

次に、議案第59号について補足説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入です。

下段の5款1項1目1節一般会計繰入金1,087万3,000円の減額は、これも事業費の確定見込みによるものであります。

7款2項1目1節雑入の1,191万円の増額は、釜ヶ台地区の木の根橋の架け替え工事に伴う支障物件補償費と消費税還付金273万9,000円によるものです。

また、歳出につきましては、補足説明はございません。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第60号及び議案第61号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（高橋元君） それでは、議案第60号について補足説明いたします。

ガス事業会計補正予算書の3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

当初予算で設定した原料価格は、液化天然ガスLNGがトン当たり8万9,880円、液化石油ガスLPGがキログラム当たり91.21円でありましたが、徐々に下落し、今年1月でLNGがトン当たり5万8,200円、LPGがキログラム当たり68.09円となっております。合わせて販売量も当初より10%ほど減少する見込みであります。これらによりまして収入のガス売上及び支出の原料費を減額したものでございます。

4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の工事負担金は、平沢字宮田地内の公共下水道工事に伴うガス管入替工事の補償金の見込み額による増額補正でございます。

支出の工事請負費は、同じく公共下水道工事に伴うガス管入替工事の見込み額による増額補正でございます。

以上で議案第60号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第61号について補足説明をいたします。

水道事業会計補正予算書の3ページをご覧ください。

収益的支出の補正予算額の委託料は、提案理由で御説明したとおりでございます。

4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の工事負担金は象潟の鳥の海地区の公共下水道工事に伴う水道管入替工事の補償金の見込み額による増額補正でございます。

支出の工事請負費は、同じく公共下水道工事に伴う工事等の見込み額による増額補正でございます。

以上で補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 所用のため、暫時休憩いたします。再開を午後3時5分といたします。

午後2時49分 休 憩

午後3時03分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第62号の歳入及び歳出について、財務部に関することは財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算についての財務部関係の主な内容につきまして補足説明を申し上げます。

なお、当初予算についてでございますが、例年、経常的に予算計上しております事業につきましては、説明を省略させていただきます。

また、先週16日に開催いたしました予算概要説明会におきまして議員の皆様へは資料に基づき御説明申し上げますので、主な事業についての御説明とさせていただきます。

それでは、はじめに、予算書の8ページから9ページをご覧ください。

第2表の地方債についてでございます。

地方債につきましては、9ページの下段、臨時財政対策債4億5,000万円を含めまして、合わせて22件、14億8,700万円となりまして、対前年度当初比42.6%の減と大幅な減額となっております。このうち合併特例債によるものは、8ページの上から四つ目の熱回収施設整備事業と一つ下の林道整備事業、そこから五つ下の平沢小出2号線道路改良事業から9ページの一番上の冬師線歩道整備事業までの5件、その二つ下の災害時避難路等整備事業及びその二つ下の消防団車両整備事業並びに、その一つ下の小学校改修事業の合わせて10件、総額9億210万円でございます。

なお、平成28年度末の合併特例債の一般建設費の活用見込み額につきましては、75億1,420万円となりまして、活用可能額128億1,210万円の58.6%となる見込みでございます。

次に、歳入の主な内容につきまして御説明いたします。

12ページの上段をご覧ください。

1款市税につきましては、1項1目の個人市民税は、景気回復に伴う製造業などの給与所得が増加傾向にあるため、対前年度当初比2.5%増の9億5,158万2,000円、その下の1項2目の法人市民税は大手製造企業のグループ企業の1社が全事業を吸収分割され、本社に承継されたことに伴い、対前年度当初比47%と大幅な減の1億7,018万3,000円を見込んでおります。

また、中段の2項1目の固定資産税については、依然として土地の評価額は下落しておりますが、家屋の新增築の棟数及び評価額は増加しており、対前年度当初比0.1%と微増の12億3,775万7,000円を見込んでおります。

次に、14ページの中段をご覧ください。

6款の地方消費税交付金につきましては、消費税引き上げに伴う消費税収の増加により、対前年度当初比58.0%と大幅増の4億7,100万円を見込んでおります。

次に、15ページの上段、やや下をご覧ください。

9款の地方交付税につきましては、合併後11年目を迎え、来年度から合併算定替えの段階的縮減が始まり、平成28年度の普通交付税の交付額は10%縮減される見込みでございますが、本市の今年度

の交付額などを加味し、普通交付税を今年度当初予算と同額の50億円、特別交付税も同じく今年度当初予算と同額の2億円とし、合わせて52億円を見込んだものでございます。

次に、32ページの下段をご覧ください。

17款2項基金繰入金の1目1節財政調整基金繰入金9,300万円につきましては、歳入歳出予算の調整を行うため財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

なお、2目のみらい創造基金繰入金から4目の観光振興基金繰入金までの三つの基金を含めまして基金からの繰入額は、合わせて、33ページ、上段の表の計欄のとおり、1億8,937万2,000円となるものでございます。

また、繰入後の一般会計に属する財政調整基金及び減債基金のほか、特定目的基金6基金並びに定額運用基金4基金を合わせた12基金の現時点での基金残高は、約47億6,300万円となる見込みとなっております。

次に、40ページ、中段から41ページをご覧ください。

20款の市債についてでございますが、はじめに、第2表地方債で御説明いたしましたので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

47ページの下段をご覧ください。

2款1項4目財産管理費の15節工事請負費の庁舎等改修工事の410万円につきましては、主なものとして、象潟庁舎の電気設備の高圧気中開閉器の交換工事及び仁賀保庁舎のガス配管などの交換工事並びに金浦庁舎車庫の配水管などの交換工事などを行うものでございます。

次に、54ページ、中段やや下をご覧ください。

2款1項12目情報管理費の18節備品購入費365万円につきましては、主なものとして、基幹系業務用の高速プリンターなどの機器更新費に300万円を計上したものでございます。

次に、大きく飛びまして168ページの中段をご覧ください。

12款1項公債費につきましては、1目元金23節償還金利子及び割引料には、当初予算では繰上償還は見込まずに、対前年度当初比3.4%減の16億5,752万3,000円を計上しております。また、その下段の2目利子23節償還金利子及び割引料には、継続して実施してきております繰上償還や借入利率の低下などにより、対前年度当初比14.4%減の1億8,055万2,000円を計上しております。

なお、これまでの計画的な市債の繰上償還によりまして、平成27年度末の市債残高は——飛びまして180ページになります。180ページの表の真ん中ぐらいでございますが、前年度末現在高見込額の合計欄、一番下でございます——のとおり、184億3,303万6,000円となる見込みでございます。また、平成28年度末の市債残高は、主に熱回収施設整備事業費の縮減などに伴い、表の右下の当該年度末現在高見込額の合計欄のとおり、182億6,251万3,000円となる見込みでございます。

財務部関係は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、総務部関係の主なものについて補足いたします。

予算書の23ページをお開きください。

中段の6目消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金348万円は、木造住宅及び集会施設等の耐震改修に係る国庫補助金で、集会施設2カ所の改修を予定しております。

続いて、27ページをお開きください。

こちらの中ほどになりますが、7目消防費県補助金909万円のうち、900万円は漁港・漁村活性化対策事業費補助金として、津波避難路整備2カ所のほか、ソフト事業として防災講演会、こういったものを計画しているものでございます。

次に、32ページとなります。

16款1項1目一般寄附金5,000万円でありますけれども、ふるさと納税による歳入見込み額であります。昨年度中から大館市や湯沢市などの取り組みを参考に、納税者に対する特産品のお返しなどを始めたことをきっかけに、大きく納税額を飛躍させております。今後も、さらに工夫を凝らして、新たな歳入確保につなげてまいりたいと考えているところです。

17款2項2目みらい創造基金繰入金3,126万6,000円のうち、企画課関係分として、ふるさと納税返戻品2,000万円、元気づくり応援事業に100万円を見込んでおります。その下の3目地域振興基金繰入金5,333万6,000円のうち、市内8地域で自主的に取り組んでいる地域振興事業を支援するために、平成28年度においても地域振興交付金として920万7,000円をこの中に盛り込んでおります。

36ページをお開きください。

19款5項6目雑入でありますけれども、この中には風力発電周辺設備管理協力金1,250万円ございますが、仁賀保高原風力発電株式会社から1,200万円、株式会社ユーラスエナジー西目から50万円の管理協力金を見込んでおります。その下のオータムジャンボ宝くじ市町村交付金614万7,000円と市町村振興助成交付金1,560万8,000円は、いずれも宝くじの収益による市町村への交付金でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

49ページをお開きください。

2款1項9目企画費の中の8節報償費、ふるさと納税者謝礼2,000万円は、歳入でも申し上げましたが、返戻品に係る費用として寄附相当額の40%を見込んでいるものでございます。

めくって50ページになります。

13節委託料、ふるさと納税謝礼送付委託料432万円でありますけれども、寄附の申し込みから返戻品の発注までの業務委託料でありまして、寄附額の8%にプラスして消費税相当額を見込んでいるものでございます。

にかほっぺんイラスト制作委託料50万円計上しておりますが、これまで1種類であったにかほっぺんのイラストを、例えばスポーツをしているにかほっぺん、物を持っているにかほっぺんなど数種類作製をしまして、さまざまな場面で活用できるようにするほか、さらにはピンバッチの作製を計画をしているものでございます。

51ページです。

19節負担金補助及び交付金、定住奨励金750万円ではありますが、平成28年度中の移住・定住者として10世帯分を見込んでいるものでございます。25節積立金、みらい創造基金積立金5,000万円は、歳入で申し上げましたふるさと納税分、これを積み立てるもので、地域振興基金積立金600万円は、基

金運用利息分を積み立てるものでございます。

めぐりまして52ページになります。

11目交流促進事業費13節委託料に、市長が市政報告で申し上げたように、アメリカ、アナコーテス市から4月に姉妹都市交流20周年を記念して、おとな訪問団が来訪しますが、中学生交流、20周年を祝うとともに記念植樹を計画しております、少額であります但し委託料7万1,000円を計上しているものでございます。

続いて、54ページです。

13目行政経営推進費8節報償費に、こちらも市政報告にありました公共施設等総合管理計画策定に係る検討委員会委員報償として、10人の5回分20万円を計上しております。

飛びますが、130ページをお開きください。

9款1項5目災害対策費15節工事請負費2,080万円でありますけれども、歳入で申し上げた漁港・漁村活性化対策事業、この事業として津波避難路、避難場所等の整備を計画をしております。三森の薬師神社、金浦のコミュニティ公園、この2カ所の整備工事のほか、避難誘導看板、ソーラー外灯を、それぞれ6カ所程度設置する計画として2,000万円を見ているものでございます。また、水難事故防止として、PTA要望でもありました象潟四隅池にため池転落防止柵を設置する工事費80万円も計上しております。

131ページ、19節負担金補助及び交付金では、集会施設耐震改修補助金として、改修を予定している浜畑、おぼこ町会館と言いますけれども、そこと関の建石集会所、この2カ所のほか、集会施設耐震設計補助2カ所分、合わせまして912万円計上しております。

最後に、選挙関係の予算について説明いたします。

歳入については28ページ、14款3項1目4節に選挙費委託金として2,122万円を計上しております。

歳出に関しては59ページから63ページとなりますけれども、平成28年度においては6月に平沢財産区議会議員一般選挙、7月には第24回参議院議員通常選挙、さらに8月には秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙、そして平成29年4月には、秋田県知事選挙が執行予定となっておりますので、こういった選挙に係る執行経費を予定計上しているものでございます。

総務部関係については以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、市民福祉部関係につきまして補足説明を申し上げます。

はじめに、歳入であります。

21ページをご覧ください。

13款1項1目3節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金2億9,277万円は、保育園及び認定こども園の施設型の給付に対する国庫負担金で、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1であります。その下の児童扶養手当給付費負担金3,166万2,000円は、ひとり親世帯等に支給しております児童扶養手当に対する国庫負担金で、負担割合は国が3分の1、市が3分の2であります。その下の母子生活支援施設入所措置費負担金218万9,000円は、母子生活支援施設措置費に対する国庫負担金で、負担割合は国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1となっております。

22ページをご覧ください。

13款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金333万円は、国の補助要綱の見直しによりまして生活困窮者自立支援法の事業に対する補助金のほか、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金として受けておりました生活保護の適正化実施推進事業も加わり、一本化されております。その下の臨時福祉給付金給付費補助金2,481万円及び臨時福祉給付金事務費補助金482万2,000円は、平成26年度・平成27年度に引き続き本年度も実施される給付事業に対する補助金で、補助率は100%となっております。

その下の13款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援事業補助金2,030万7,000円は、延長保育事業加算が124万7,000円、体調不良型病児病後児保育事業が378万1,000円、一時預かり事業172万円、放課後児童健全育成事業887万8,000円、地域子育て支援拠点事業458万1,000円、乳児家庭全戸訪問事業10万円に対する補助金で、負担割合は国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1となっております。

23ページをお開きください。

一番上段の13款2項3目2節清掃費補助金2億6,434万1,000円は、循環型社会形成推進交付金でありまして、熱回収施設等建設工事に係るもので、対象事業費に対する国庫補助の割合は3分の1相当でございます。

25ページになります。

14款2項1目1節、3行目の消費者行政推進補助金148万6,000円は、県からの補助率100%で消費生活相談員の臨時雇用賃金と、それに伴う啓発活動に要する経費に充当されるものであります。

14款2項2目3節児童福祉費補助金のうち、すこやか子育て支援事業費補助金2,725万7,000円は、保育園・認定こども園保護者の保育料を助成しているものでございまして、負担割合は県が2分の1、市が2分の1となっております。その下の地域子ども・子育て支援事業費補助金674万8,000円は、保育所等におきます延長保育事業促進事業124万7,000円、体調不良型対応病児病後児保育事業378万1,000円、一時預かり事業172万円となっております。その下の市町村子ども・子育て支援事業費補助金468万1,000円は、乳児家庭全戸訪問事業10万円、地域子育て支援拠点事業458万1,000円となっております。その下の施設型給付費地方単独費用補助金901万円は、認定こども園・幼稚園に係る施設型給付に関する補助金で、負担割合は県2分の1、市が2分の1となっております。

26ページになります。

上段の14款2項3目2節重点区域海岸漂着物等回収処理事業費補助金79万8,000円は、新たに平成28年度から平成32年度までの5ヵ年の補助事業として、県が管理する海岸において市が実施しますクリーンアップ等に対する補助金で、対象経費の70%相当が県からの補助金となるものでございます。

続きまして、歳出であります。

65ページをご覧ください。

2款7項1目7節賃金126万3,000円は、先ほども歳入で説明したとおり、消費生活相談対策事業として消費生活相談員1人分の臨時雇用賃金であります。また、事業の啓発活動に要する経費を11節に計上しております。

68ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費ですが、平成28年度は民生委員の一斉改選及び平成29年度を初年度とします第3期地域福祉計画の策定に関する予算を報酬、報償費、需用費などに計上しているところがございます。

71ページをご覧ください。

3款1項3目13節委託料のうち、下から2行目になりますけれども、知的障害者健康診査実施委託料72万9,000円及び知的障害者歯科健診実施委託料25万4,000円は、昨年8月、にかほ市手をつなぐ育成会等より、健診の実施について要望書が提出されたことを受けまして、市内の医師会、歯科医師会の御理解と御協力のもと、市独自の福祉施策として基本健診、歯科健診を実施することといたしました。対象者は18歳から39歳までの在宅の知的障害者で、職場で健診を受ける機会のない方、約60名を見込んでいただいております。

73ページをご覧ください。

3款1項4目13節委託料2,413万4,000円のうち、健康寿命を延ばすために取り組みます通所型介護予防事業委託料995万3,000円には、運動機能向上事業でプログラムの充実を図りまして実施回数を増加したため、86万円ほど増額となっているものでございます。また、その下の2行目の地域自立生活支援事業委託料193万8,000円は、地域自立支援事業のミニデイサービス事業、また、集落サロン事業、地域介護予防活動支援に組み替えになったことから、前年度比680万円ほど増額となっております。

75ページになります。

3款1項6目地域包括支援センター事業費の13節委託料1,023万9,000円は、要支援認定者の介護予防支援計画作成委託料784万2,000円が主なものでございます。また、地域包括ケアシステムの構築と推進のため、生活支援サービスの基盤整備事業として生活支援コーディネーターの委託料188万9,000円が増額となっております。

76ページをご覧ください。

3款1項7目福祉施設管理費の15節工事請負費120万円は、前川老人憩の家解体工事費でございます。前川老人憩の家は、平成25年度に前川自治会と協議を行いまして無償譲渡は受けず、施設は解体するとの合意をしております。このたび、前川自治会より平成28年度以降は使用しないとのことの申し入れがございましたので、解体のための予算を計上しております。

その下の3款1項8目臨時福祉給付金給付事業費2,963万2,000円には、二つの事業が計上されてございます。一つ目は、平成26年度・平成27年度に引き続き臨時福祉給付金事業が実施されますが、事業の内容は、これまで同様に消費税率引き上げによる影響を緩和するために低所得者に対し、簡素な給付措置として臨時福祉給付金を実施するもので、対象者は4,920人を見込んでおります。給付対象者は平成27年度と同様ですけれども、給付額につきましては、1人について6,000円から3,000円となり、支給の開始は10月以降を予定しております。

また、二つ目の事業として、アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者への給付金の支給を目的に、年金生活者等支援臨時給付金が新たに行われること

になりました。対象者は、臨時福祉給付金の該当者のうち、平成28年度は障害遺族基礎年金受給者、対象者は300人で見込んでおりますけれども、給付額は1人につき3万円を臨時福祉給付金と合わせて支給することとなっております。

実施主体はどちらも市となりまして、給付事業の実施に要する経費を対象に、国が補助金を交付いたします。補助率は10分の10であります。

飛びますが、86ページになります。

下から3行目でございます。

4款1項2目母子保健事業費の13節のうち、妊婦健診委託料1,853万7,000円は、これまでの妊婦健診14回、妊婦歯科健診1回、子宮がん検診1回、産婦健診1回、母乳育児相談3回分に加えて妊婦の健康増進の充実を図るために40週・41週の妊婦健診を新たに助成するため増額しております。

87ページになります。中段になりますけれども、4款1項3目成人保健事業費の8節報償費のうち、健康増進事業報償費60万円は、生活習慣予防のために市民みずから積極的に健康づくりに取り組むきっかけづくりとして実施する健康ポイント制事業及びにか歩まちなかウォーキング事業の参加者への報償費でございます。

88ページになります。

上段の13節委託料、各種検診委託料2,465万円には、人間ドック助成事業として壮年期のがん死亡率の減少及びがん検診受診率の向上を目指して実施します人間ドックの対象年齢を40～69歳に拡大して、1人につき1万円を助成するものでございます。また、40・50・60歳の節目年齢の方へは、ドック料金を半額助成で実施することとしております。

89ページになります。

4款1項5目保健センター管理費15節スマイル改修工事450万円は、男女浴室改修工事として315万円、ろ過循環天井内配管改修工事135万円を行うものでございます。

その下の4款1項6目環境衛生費では、にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定に伴いまして、空家等対策協議会を3回程度開催するための委員報酬を11万2,000円見込んでいるところでございます。

90ページになります。

下から2行目の18節備品購入費122万2,000円は、軽トラックの買い換えに89万円、貸出用の蜂駆除防護服1着分を購入する予定でございまして20万2,000円、それから、象潟斎場の消火器の更新に13万円となっております。

93ページになります。

7節臨時雇用賃金990万円は、施設内の清掃、リサイクルの選別作業・解体等、搬入時の計量、また、計量事務補助など、9名分を見込んでいるところであります。

13節委託料1億5,891万1,000円のうち、燃えるごみや資源ごみ等の各種収集運搬委託料に1億1,600万円、ごみ焼却施設等運転管理委託料として、16時間運転に対応するため3名3班体制の9名で交替しながらクレーン操作や焼却時監視業務、プラットホーム内の車両誘導やフォークリフト等の作業運転等の業務に3,925万8,000円などを見込んでおります。

95ページになります。

13節委託料1,275万4,000円は、平成26年度から平成28年度にかけて施工中の本体建設工事に係る平成28年分の設計・施工監理委託料として625万4,000円、また、新たに平成29年度より着手予定の現清掃センター解体のための工事設計委託料として650万円となっております。

その下の15節熱回収施設等建設工事の10億6,280万円は、平成28年度分の本体建設工事でございます。

市民福祉部関係は以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、農林水産建設部の主に新規事業を中心に説明いたします。

最初に、歳入です。23ページをお開きください。

中段の13款2項5目1節道路橋梁費補助金1億4,880万円は、社会資本整備総合交付金事業として幹線道路整備等にかかわる橋梁点検委託料や工事費、用地買収費などに対する補助金であります。

次に、歳出です。99ページをお開きください。

上段の6款1項2目農業総務費15節工事請負費の農業関連施設耐震補強工事600万円は、仁賀保地区の冬師集落にありますにかほ市農村婦人の家を耐震補強するものであります。

次に、101ページをお開きください。

中段の3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金のうち、園芸メガ団地整備事業補助金5,191万2,000円の事業内容は、パイプハウス7棟、暖房機、防除機、選果ロボットを購入するための補助金であります。平成28年度末の作付面積は、小菊露地が約4.2ヘクタール、輪菊施設が約30アールを予定しております。

次に、五つ下の低コスト品種作付拡大対策事業補助金52万円は、JA秋田しんせいが事業主体となりまして、直販対応の主食用品種「萌えみのり」の作付拡大を推進するため、種子購入費に対しまして4分の1の補助をするものであります。作付面積は約80ヘクタールを予定しております。

次に、103ページをお開きください。

6目農村整備総務費19節負担金補助及び交付金のうち、下段の農地集積加速化基盤整備事業負担金900万円は、畑地区の基盤整備に対して市で負担するものであります。平成28年度の事業費は9,000万円で、事業内容は測量試験費と換地原案作成です。市の負担率は10%です。この事業は、県が事業主体となりまして、事業期間は平成28年度から平成33年度までの6年間、受益面積は約124ヘクタール、受益者は97人、総事業費は33億5,000万円と見込んでおります。

次に、106ページをお開きください。

2項2目林業振興費15節工事請負費1,018万円は、黒瀉森林公園内の遊歩道の新設改良などと太郎ヶ台林道の排水路改修工事であります。

下段の19節負担金補助及び交付金のうち、県営林道開設事業費負担金2,000万円は、太郎ヶ台林道開設事業の負担金で、平成28年度の事業費は8,000万円、市の負担率は25%です。工事内容は、路盤工や舗装など平成28年度中には全面完成する予定であります。

次に、下から二つ目の未利用間伐材・活用機材整備事業補助金400万円は、本荘由利森林組合が導入する移動式チップper設備等に対する補助金で、補助率は事業費1億1,046万円に対する4%を補助するものであります。

次に、109ページをお開きください。

上段の3項2目水産振興費19節負担金補助及び交付金のうち、漁村再生交付金事業負担金100万円は、本市沖合いの海底を耕耘する委託料や耕運機の製作費など、事業費1,000万円に対しまして市が10%負担するものです。事業効果としましては、海底を耕すことにより、海底土砂へ酸素が供給され有機物が分解、それに伴い汚染も少しずつ解消され、魚介類などの生育場所の再生、増殖が期待されております。

次に、121ページをお開きください。

下段の3目道路橋梁新設改良費13節委託料3,001万6,000円は、橋梁点検業務や平沢小出2号線の用地買収に伴う登記事務等の委託料であります。

15節工事請負費2億2,500万円は、平沢小出2号線の道路改良工事や釜ヶ台地区の木の根橋架け替え工事、大砂川の本線道路改良工事などです。

122ページをお開きください。

上段の17節公有財産購入費1,500万円と22節補償補填及び賠償金3,000万円は、平沢小出2号線道路改良に伴う用地購入費や支障物件移転補償などであります。

123ページをお開きください。

下段の4項1目都市計画総務費13節委託料1,450万円は、都市計画の用途地域の変更業務や都市計画図の修正業務であります。

最後に、125ページをお開きください。

中段の5項1目住宅管理費15節工事請負費6,870万円は、市営住宅建石、さくら、はまなす、松ヶ丘の改修工事などです。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、商工観光関連の主なものについて補足説明いたします。

はじめに、歳入、17ページをお開きください。

12款1項6目1節観光施設使用料には、鶴泉荘使用料をはじめ仁賀保高原や鉾立地区などの観光施設使用料を計上しております。本年、鶴泉荘使用料といたしまして600万円を計上しておりますが、宿泊部門を休止することにより、前年度より900万円ほど少なくなっているものでございます。

33ページをお開きください。

17款2項4目の観光振興基金繰入金1,177万円は、温泉保養センターはまなす及び道の駅ねむの丘の改修工事費に対し、基金から繰り入れをするものでございます。

35ページをお願いします。

19款4項2目1節勤労者福祉資金預託金収入1,000万4,000円は、市内勤労者への融資財源としまして

東北労働金庫に預託したものにしかかわる預託金収入であります。1,000万円を預託し、0.05%の利息を見込んでおります。

次に、歳出になります。

95ページをお願いいたします。

5款労働費関連でございます。1項1目労働諸費1,025万2,000円の主なものは、歳入でも説明いたしました。東北労働金庫への預託金1,000万円を例年どおり見込んでおります。

次の段、同じく2目労働者研修センター管理費は、労働者研修センターエニワンの管理委託料47万1,000円を含む施設維持管理経費を計上しております。

110ページをお願いいたします。

110ページ下段から112ページにかけて、7款1項2目商工振興費に関連する本年度予算といたしまして1億5,016万4,000円を計上しております。内容は、企業誘致に向けた継続的な取り組みとなる県の企業誘致推進協議会に関連した予算をはじめ、商店街の活性化に向けたものとしまして111ページ、19節負担金補助及び交付金、中ほどになりますけれども、商工会運営補助金1,100万円をはじめ共通商品券補助金、サービス店会支援補助金、商店街事業費補助金などのほか112ページ上段には、「にかほの鱈」をテーマにした地域ブランド化事業補助金なども予算計上しております。

雇用の安定と拡大、企業の体力強化を支援するものとしまして、19節負担金補助及び交付金の秋田県経営安定資金融資保証料補助金、雇用支援対策助成金、コールセンター等企業立地促進事業補助金などに関係予算を計上しております。

次に、総合戦略に関連し、新設、拡充した事業について御説明をいたします。

起業、創業の支援策といたしまして、にかほ市商工会と連携して行うにかほ創業塾や、これまでの貸付金制度を廃止し、補助制度を創設するなど、創業支援事業の機能強化を図ってまいります。関係予算といたしましては、110ページ、2目8節報償費に創業支援促進事業講師謝礼25万円を、112ページ、19節負担金補助及び交付金に創業支援事業補助金100万円を計上しております。

また、企業における品質管理体制を強化するためのISOの認証取得に対する補助制度を拡充しまして、他の品質マネジメントシステムの取得も対象とする認証取得促進助成事業費補助金を創設し、存置項目を設けております。

また、市内在住新卒者等の地元定着を目的にした雇用支援対策助成金事業を拡充し、Uターン就職者についても対象として助成を行うこととし、500万円を予算化しています。

次に、112ページ、下段から観光関係の予算となります。

7款2項1目観光総務費についてであります。本市観光振興を図るため、誘客促進活動費、各種団体加盟負担金のほか総務省が推進している地域おこし協力隊招聘費用などを計上しております。

114ページをご覧ください。

19節負担金補助及び交付金についてであります。にかほ市観光協会にスポーツイベント開催実行委員会が統合されることになりましたので、観光協会補助金といたしまして、本年度は1,270万円を計上いたしております。また、観光拠点センターにかほっとで開催するイベントの補助金といたしまして、新たに100万円を計上しております。

2目観光施設費には、観光課が所管する施設の維持、管理費のほか、温泉保養センターはまなす、道の駅象潟ねむの丘の改修工事に係る経費といたしまして、本年度は9,276万1,000円を計上しております。

117ページをご覧ください。

7款3項2目公園管理費の15節工事請負費800万円のうち、中島台レクリエーションの森遊歩道整備工事としまして200万円を計上しております。これは木道の4列化工事は完成しておりますので、既存木道の老朽化した部分の入替え工事などを計画しております。このほか、仁賀保墓園木柵等更新工事としまして200万円を計上しております。

以上が商工観光部関係の予算説明でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（伊東善輝君） 消防関係です。主なものについて補足説明いたします。

歳入です。

40ページをお開きください。

19款5項6目雑入です。下から4行目、消防団員安全装備品整備等助成金40万円は、消防団員防火衣を更新する予定であります。

下の行になります。コミュニティ助成事業助成金100万円は、出初め式、消防大会等で使用する放送設備を購入予定です。

127ページをお開きください。

歳出です。

中段になります。9款1項1目18節備品購入費364万円の主なものについては、かぎ付はしご、ホルマトロ、フートポンプ等を更新する予定でございます。

128ページに入ります。

下段になります。9款1項3目15節工事請負費中の消防団ポンプ車庫改築工事800万円につきましては、消防団ポンプ車庫1棟を建て替えるものでございます。

129ページに入ります。

18節備品購入費1,750万円につきましては、消防団用小型動力ポンプ付普通積載車1台、消防団用小型動力ポンプ付軽積載車2台を購入するものです。

消防関係は以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 教育委員会関係について補足説明をいたします。

23ページをお願いいたします。

歳入です。

中段の13款2項7目2節発掘調査等補助金100万円でございます。これは平成28年度から事業が開始される予定の畑地区ほ場整備事業に係る遺跡等分布調査の国庫補助でございます。基準事業費の2分の1の補助になります。

また、同事業に対しては、県の補助も見込まれておりまして、27ページ、中段ですけれども、14

款2項8目教育費県補助金に同じく発掘調査等補助金20万円を計上しております。

次に、歳出でございます。

教育費は131ページでございますけれども、134ページをお願いいたします。

中段の10款1項3目教育総務費教育助成費11節賄材料費の200万円でございます。平成27年度には地方創生事業で実施しております学校給食における食育地産地消推進の予算でございますが、平成28年度は市単独事業として予算措置をするということで、引き続き地元食材の活用を行いまして、児童生徒、また、保護者への地場製品の積極的なアピールをしてまいりたいと考えているものです。

136ページをお願いいたします。

4目の英語指導助手招致費でございます。平成28年度もA L T 3人を雇用しまして、3人体制としたいと考えておりますけれども、仁賀保中学校のA L Tがこの夏に3年を迎えるということで、終了したいとの申し入れがありました。その関係予算、帰国費の旅費並びに新しいA L Tのオリエンテーションなどの予算を計上しております。

5目教育研究所費でございます。1節報酬473万2,000円でございます。平成28年度も児童生徒の学力向上などを主なものとして、算数・数学・理科及び美術科の教科指導員を5名、それに不登校児童生徒指導員を1名配置するものでございます。ただし、金浦中学校へ配置予定の美術科の指導員については、県からの特別枠による講師の配置が認められた場合には、この予算が不要となるものでございます。

7節賃金でございます。419万1,000円には、平成27年度に引き続き配置いたします情報教育支援員2名の賃金と上郷小学校複式学級（3年生・4年生）の解消のための講師1名分の賃金でございます。上郷小学校の講師については、平成27年度、県の配慮によりまして県の費用で講師を配置していただきましたが、平成28年度についても市から県へ要望しております。これが認められれば、この予算も不要になるものでございます。

138ページでございます。

10款2項1目小学校費学校管理費でございます。13節委託料並びに15節工事請負費には、院内小学校職員室の増築工事分が含まれてございます。

143ページでございます。

ここからは社会教育費でございます。

市制10周年関連の事業も終了いたしまして、市民文化祭や文化講演会など例年度ベースの行事を計画しております。予算も例年どおりになってございます。

なお、市総合発展計画のもとで生涯学習及び社会教育分野における施策の指針となります第3次生涯学習社会教育推進中期計画、これは平成30年から平成34年になりますけれども、これを平成29年度で策定するために平成28年度中に住民意向アンケートを実施いたします。このためのアンケート郵送料などが本予算に含まれてございます。

154ページをお願いいたします。

10款4項8目フェライト子ども科学館管理費13節委託料でございます。米村S Pと書いていますけれども、サイエンスプロダクション実験教室・企画運営委託料500万円でございます。3年ごとにス

ページショー形式で行っております実験教室でございます。米村でんじろう氏をはじめサイエンスプロダクションのスタッフによる仁賀保勤労青少年ホームを会場に実施するもので、子供から大人まで、より多くの皆様に科学の不思議や楽しさを体験していただきたいという企画でございます。

157ページをお願いいたします。

10款4項10目文化財保護管理費でございます。歳入でも御説明を申し上げましたが、平成28年度から事業開始が予定されている畑地区ほ場整備に伴う遺跡等分布調査のための予算として賃金、旅費、消耗品、委託料に、それぞれ計上してございます。

158ページです。

10款4項11目郷土資料館管理費13節委託料、郷土資料館改修工事設計委託料500万円でございます。教育行政報告でも御説明をしておりますが、象潟郷土資料館が平成29年度に改修工事を予定しております。そのために、いろいろな検討を重ね、設計をしまいたいと考えております。その予算を本年度平成28年度の予算に組み込んでいるところでございます。

162ページでございます。

10款5項1目保健体育総務費19節負担金補助及び交付金のかほ市サッカー協会ねんりんピック開催事業補助金20万円でございます。平成29年度に秋田県で「ねんりんピックあきた2017」が開催されますが、にかほ市はサッカー会場に決定しております。平成28年度はプレ大会を開催することとしておりまして、大会の主担当となりますにかほ市サッカー協会に対し、そのプレ大会の運営費の一部を補助するものでございます。

3目屋外運動施設管理費です。工事請負費1,090万円でございますけれども、岡の谷地グラウンドのネット補修、九十九球場のネットフェンス補修、また、仁賀保プールのろ過材交換、釜ヶ台プールの解体工事などが主な予算となっております。

補足説明は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第63号から議案第66号までについて、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、議案第63号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算につきまして補足説明を申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

当初予算書の192ページをご覧ください。

勘定予算は前年度比2億7,590万6,000円ほど、約7.2%の減額の予算規模となっております。予算減額の大きな原因は、今年度から対象医療費を拡大した保険財政共同安定化事業の決算見込みが大幅に下回ったことや被保険者数が減少傾向にあることから減額となったものでございます。

はじめに、歳入について、192ページであります。8款1項2目1節保険財政共同安定化事業交付金6億7,950万6,000円は、保険財政共同安定化事業の平成27年度の決算見込みが大幅に下回ったため、前年度比1億4,088万4,000円の減額となったものであります。

次に、歳出であります。

195ページになります。

1款1項1目28節繰出金51万6,000円は、診療所のグリコヘモグロビン分析装置購入に係る繰り出し

で、財源は調整交付金から充当されるものでございます。

196ページになります。

2款1項2目19節退職被保険者等療養給付費1億6,000万円は、前年度比8,000万円の減となっております。これは、退職被保険者が制度改正によりまして、新規適用者はごく一部を除き、なくなりま  
す。適用者が65歳に達し、一般被保険者となるためでございます。

200ページになります。

7款1項4目19節保険財政共同安定化事業拠出金6億5,834万1,000円は、前年度比1億1,248万円の減  
となっておりますが、保険財政共同安定化事業の平成27年度の決算見込みが大幅に下回ることから、  
本年度、大きく減額としたものでございます。

議案第63号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第64号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての  
補足説明を申し上げます。

はじめに、歳入です。

210ページの歳入でございます。

1款1項の各診療報酬収入は、高齢化に伴う人口の減少及び施設入所者の増加によりまして、ここ  
数年、外来件数が減少しており、平成27年度当初と比較して約5%、263万円の減収見込みとなっ  
ております。また、1款2項2目予防接種収入は、小児が減少していることなどから、54万7,000円の減  
収を見込んでおります。

211ページになります。

4款1項2目国民健康保険事業特別会計事業勘定繰入金51万6,000円は、グリコヘモグロビン分析装  
置購入に当たり、その費用に対する3分の1の特別調整交付金が国保事業勘定を通して繰り出される  
ものでございます。

次に、歳出を説明いたします。

213ページになります。

1款1項1目一般管理費7節臨時雇用賃金305万1,000円には、臨時職員賃金のほか、へき地医療対策  
事業として位置づけられている秋田県ドクターショートサポートバンクの利用時の医師賃金42万円  
も昨年に引き続き計上されております。

215ページになります。

2款1項1目13節の医療機器保守委託料164万4,000円は、小出診療所のデジタルX線画像診断装置の  
保守委託料でございます。14節の各種使用料175万8,000円は、在宅酸素を必要とする患者が増えた  
ことから増額しております。18節備品購入費155万円は、小出診療所のグリコヘモグロビン分析装置  
の購入費です。

議案第64号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第65号平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についてであります  
が、この後期高齢者医療特別会計は、保険料を徴収し、広域連合に納付するための会計でございま  
す。例年と特段変わった点はございませんので、特に補足説明はございません。

続きまして、議案第66号でございます。

平成28年度にかほ市簡易水道特別会計予算について補足説明をいたします。

はじめに、歳入であります。

当初予算書の239ページをご覧ください。

2款1項1目1節簡易水道等施設整備費国庫補助金8,143万6,000円は、関簡易水道施設整備事業に4,204万7,000円、中ノ沢簡易水道事業に3,181万1,000円、上小国簡易水道整備事業に757万8,000円を見込んでいます。

240ページになります。

6款1項1目1節簡易水道事業債4億8,750万円は、補助事業分の関及び中ノ沢簡易水道施設整備、上小国簡易水道施設整備分の4億7,040万円、単独分として小砂川簡易水道施設整備——これはJ R埋設管等の閉塞工事でございます——及び関地区簡易水道施設設備工事、これは老朽管の入れ替え工事でございますが、この分の1,710万円に係る借入金でございます。

次に、歳出でございます。

241ページになります。

13節委託料のうち、簡易水道施設維持管理委託料1,508万5,000円は、日常の維持管理等に係る業務をガス事業所に委託するものでございます。

242ページになります。

2款1項1目簡易水道事業費は、既存施設の更新や大規模修繕等の工事にかかわる予算となっております。主なものは、13節委託料、簡易水道施設整備各種委託料1,040万円は、関・中ノ沢浄配水場建設工事にかかわります施工管理業務委託料500万円、上小国簡易水道施設整備工事にかかわります発注資料作成業務委託料50万円、また、関地区の配水管入れ替え工事に係る設計業務委託料390万円などとなっております。

15節工事請負費、関簡易水道施設工事費3億4,500万円は、老朽化に伴う浄配水場等の新設や国道の敷地に配水管布設及び横断を行うもので、中ノ沢簡易水道施設整備工事費1億8,000万円は、関と同様に老朽化に伴う浄配水場等の新設を行うものであります。

上小国簡易水道施設整備工事費2,150万円は、平成27年度に引き続き配水管布設394メートルにかかわるものであります。

また、小砂川簡易水道施設整備工事費250万円は、水源地からJ Rを横断し、旧配水池までの埋設管780メートルを閉塞するものであります。関地区簡易水道配水管更新工事1,100万円は、白糸大橋からの区間120メートルの老朽した配水管の入れ替え工事を行うものです。

議案第66号の補足説明は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第67号及び議案第68号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、議案第67号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について補足説明いたします。

263ページをお開きください。

下段の2款1項1目公共下水道事業費13節委託料5,201万円は、処理場や管渠の長寿命化計画策定、

公営企業移行業務委託料などであります。

264ページをお開きください。

15節の工事請負費5,930万円は、象潟地域の四隅池地区と仁賀保地域の室沢集落の宮田地区の面整備工事となります。

次に、議案第68号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての補足説明を行います。

283ページをお開きください。

歳出です。

1款1項1目一般管理費15節工事請負費1,500万円は、釜ヶ台地区の木の根橋の架け替え工事に伴う上下水道管の移設工事が主なものであります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 所用のため、暫時休憩をいたします。再開を午後4時30分といたします。

午後4時13分 休 憩

---

午後4時28分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第69号及び議案第70号について、ガス水道局長の説明を求めます。

●ガス水道局長（高橋元君） それでは、議案第69号の主なものについて補足説明いたします。

ガス水道事業の予算書の1ページをご覧ください。

第2条業務の予定量についてでございます。

(1)の供給戸数は、平成27年12月の実績で計上しております。前年度比で67戸の減少であります。

(2)の年間総供給量につきましては、需要は減少傾向にあることから、前年度比9.5%の減と想定しております。

4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入の1項1目のガス売上げにつきましては、需要想定を反映し、前年度比5,054万円減の4億4,236万5,000円を見込んでおります。

3項3目の長期前受金戻入額は、公営企業の会計規則の改正により平成26年度から設けられた項目で、建設改良のための補償金等を収益として計上しているものでありますが、7ページをご覧ください。7ページ上の支出の供給販売費の減価償却費の中にも同額が計上されておりますので、収支としては相殺される形となっております。

4ページに戻りまして、事業収益全体では、前年度比89.9%、5,633万2,000円減の5億331万5,000円としております。

次に、支出関係であります。

2項1目の原料費であります。前年度より販売量が減少するとともに、原料の液化天然ガスが前年度に比べ年間平均で10.1%の値下がりを見込みまして、前年度比3,949万円の減としております。原料費は、ガス売上げの約45%を占めております。

ガス事業費用全体としては、前年度比86%、8,362万6,000円減の5億1,277万円となり、2年続けての赤字予算となっております。

9ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1項1目1節企業債は、経年管更新や公共下水道工事に伴うガス管の更新などへ5,770万円を予定しております。

2項1目1節の工事負担金につきましては、備考欄に記載のとおりですが、この工事は象潟の鳥の海地区を予定しております。

10ページをご覧ください。

支出の1項1目40節の工事請負費につきましては、経年間入れ替え工事で、延長が1,037メートル、公共下水道関連工事で延長413メートルなどを予定しております。

11ページをご覧ください。

予定キャッシュフロー計算書ですが、改正された会計制度で平成26年度から添付を義務づけられたものでございます。キャッシュとは、現金や短期間に換金が可能な預金等のことで、このキャッシュフローは、この1会計年度の増減をあらわしております。平成28年度における全体のキャッシュフローであります資金増減額は3,016万6,000円の減を予定しております。

17ページをご覧ください。

今年度の損益計算書であります。見込みですので参考資料としてご覧いただければと存じます。最後に、20ページをご覧ください。

注記でありますけれども、これも会計の施行規則改正により、これも平成26年度から義務づけられたものでございます。重要な会計方針に関するもの、そのほかについての注記を載せております。参考にご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第69号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第70号について、主なものについて補足説明いたします。

22ページをご覧ください。

第2条業務の予定量についてでございます。

(1)の給水戸数は、平成27年12月の実績で計上しており、前年度比27戸の増となっております。

(2)の年間総給水量については、全体的な減少傾向により、前年度に比べ5.6%の減と想定しております。

25ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入の1項1目1節の給水収益につきましては、前年度比2,639万7,000円減の4億7,133万円を見込んでおります。

1項3目3節の雑収益であります。これは平成21年度より上下水道料金の一括納付制度を実施しているもので、それぞれの委託料は備考欄に記載のとおりでございます。

事業収益全体では、前年度比95.4%、2,756万5,000円減の5億6,818万5,000円としてございます。26ページをご覧ください。

支出でございます。

1項営業費用の1目原水及び浄水費と、次のページの2目配水及び給水費についてでございます。21節委託料や23節賃借料、24節修繕費の主なものは備考欄に記載のとおりでございます。

水道事業費用全体としては、前年度比100.9%、416万4,000円増の4億8,980万1,000円としてございます。

31ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1項1目1節の企業債につきましては、平成28年度は石綿セメント管更新工事などで6,600万円を予定しております。

2項1目1節の工事負担金ですが、内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

1項1目拡張改良費の41節工事請負費につきましては、公共下水道関連配水管入替工事、延長が1,222メートル、配水池建設工事、それから、石綿セメント管更新工事、これが延長が1,400メートルなどを予定しております。

33ページをご覧ください。

ガス事業と同様ですが、平成28年度における全体のキャッシュフローは1億3,128万2,000円の減を予定しております。

最後に、39ページから43ページについては、ガス事業と同じく参考資料としてご覧いただきたいと存じます。

以上で補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第71号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 議案第71号の補足説明の前に、このたび条例を改正するに当たりまして、条例を規則と誤認したことによりまして、事務処理がおくれまして市議会に御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

今後、このようなことが生じないように、再発防止に努めてまいりますので、御理解をいただけますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

追加議案書の2ページをご覧いただきたいと思っております。

この条例は、にかほ市の出生率の向上及び生まれた子どもの健康に資するために、すこやか子だから祝金を支給することに関して規定するものでございますけれども、にかほ市においては出生数の減少に歯どめがかからず、少子化傾向が続いております。保護者が希望とする出生児数の実現に

向け、特に経済的負担の軽減を実施し、脱少子化に向けた取り組みと出生率の向上に資するために、すこやか子だから祝金条例を改正するものでございます。

改正の内容であります。第3子から支給しておりましたすこやか子だから祝金の支給を、第2子からに改めるものであります。

また、支給金額も「第3子10万円」を「第2子10万円」、「第4子以降20万円」を「第3子以降20万円」に改める内容のものでございます。

補足説明は以上であります。

●議長（菊地衛君） これで補足説明を終わります。

これから議案第14号から議案第28号までの計15件の質疑、討論、採決を行います。

なお、議案第14号から議案第27号までの14件の議案は、いずれも人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。

また、質疑には自己の思いや意見を入れないように注意してください。

はじめに、議案第14号農業委員会委員の任命についてから議案第24号農業委員会委員の任命についてまで11件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第14号から議案第24号まで、11件の質疑を終わります。

次に、議案第25号人権擁護委員候補者の推薦についてから議案第27号人権擁護委員候補者の推薦についてまで3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第25号から議案第27号まで、3件の質疑を終わります。

次に、議案第28号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第28号の質疑を終わります。

これから採決を行います。

はじめに、議案第14号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第15号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第16号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決も起立によって行います。

お諮りします。議案第16号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第17号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第17号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第18号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第19号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第20号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求

めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第21号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第22号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第22号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第23号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第24号農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号について、選任された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、選任された方を適任者と認め、同意することに決定しました。

次に、議案第25号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号について、推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

次に、議案第26号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号について、推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

次に、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号について、推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

次に、議案第28号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号について、賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会をいたします。どうも御苦労さまでした。

午後4時48分 散 会